

# 障害のある方の 福祉制度のご案内



野々市市

令和8年3月現在  
(2026)

## はじめに

今日まで、国における障害者施策は大きく変化をきてまいりました。平成18年には、障害の種類にかかわらず障害のある人の自立に向けた福祉サービスの一元化等を目指し、障害者自立支援法が施行されました。さらに平成25年には同法の理念を発展的に継承した障害者総合支援法が施行され、平成28年の法改正では、障害のある人が自らの望む地域で安心して暮らしていけるよう、特に「生活」と「就労」に対する支援の充実、強化が盛り込まれております。その後も障害者総合支援法は概ね3年を目途に障害福祉サービスのあり方を見直すこととされています。

こうした、法制度の目まぐるしい変化を踏まえ、作成いたしましたこの「障害のある方の福祉制度のご案内」冊子は、身体・知的・精神等に障害のある方(児童)と、そのご家族を対象とする令和8年3月現在の制度や令和8年4月1日以降施行予定の制度、福祉サービス等の概要について、できる限り網羅し、広くご活用いただくことを目的とするものです。

本冊子の作成にあたっては、諸制度の変更点等を確認し、内容の更新に努めておりますが、作成時点以後の制度変更も想定されることから、掲載する諸制度、福祉サービスをご利用の際には、お手数ですがそれぞれ制度ごとに記載しております 問い合わせ先 へご確認をいただきますようお願いいたします。

令和8年4月

野々市市健康福祉部福祉総務課

## 障害のある方（児童）に関する福祉制度等一覧

※1 ◎は対象となるもの、○は所得制限など定められた条件を満たせば対象になるものを示しています。

※2 介護保険対象の障害者の場合、障害者制度と介護保険制度において共通するサービスは介護保険制度の利用が優先します。

※3 白山公共職業安定所は、通称ハローワーク白山の表記で統一しています。

★は、マイナンバー（個人番号）の記載が必要な制度を示しています。

窓口での申請：申請者のマイナンバーがわかる書類、窓口に来る方の顔写真が入った身分証明書

郵送での申請：申請者のマイナンバーがわかる書類の写しと申請者の顔写真が入った身分証明書の写しを同封

令和8年4月現在

制 度	頁	窓口・問合せ先	電 話	身体等級						知的程度		精神等級						
				1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3				
窓口	各種相談窓口	1		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
手帳	障害者手帳の申請・再交付・変更・返還 ★	4	市福祉総務課	227-6063	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
医療	心身障害者医療費の助成	7	市福祉総務課	227-6063	◎	◎	◎	○			◎	◎	◎					
	自立支援医療費（更生医療）の支給 ★	8	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○	○	○								
	自立支援医療費（育成医療）の支給 ★	8	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○	○	○								
	自立支援医療費（精神通院）の支給 ★	8	市福祉総務課	227-6063										○	○	○		
	精神障害者通院医療費の助成	9	市福祉総務課	227-6063										○	○	○		
	難病医療費の助成 ★	10	石川中央保健福祉センター	275-2250	認定基準に該当する障害のある方													
	小児慢性特定疾患医療費の助成 ★	10	石川中央保健福祉センター	275-2250														
手当年金	特別障害者手当 ★	11	市福祉総務課	227-6063	認定基準に該当する障害のある方													
	障害児福祉手当 ★	12	市福祉総務課	227-6063														
	特別児童扶養手当 ★	13	市福祉総務課	227-6063														
	心身障害者扶養共済	13	市福祉総務課	227-6063	○	○	○					○	○	○	○	○	○	
	国民年金（障害基礎年金）	14	市保険年金課	227-6072	国民年金法に定める障害のある方													
	厚生年金（障害厚生年金）	14	日本年金機構 金沢南年金事務所	245-2311	厚生年金法に定める障害のある方													
助成制度	補装具費の支給（車椅子等） ★	23	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○	○	○								
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成	24	市福祉総務課	227-6063	要綱に規定する難聴児													
	日常生活用具の給付 ★	25	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅リフォームの助成 ★	27	市福祉総務課	227-6063	○	○	○					○		○				
	自動車改造費の助成 ★	27	市福祉総務課	227-6063	○	○												
	介助用自動車改造費の助成 ★	27	市福祉総務課	227-6063	○	○												
	自動車運転免許取得費の助成 ★	28	市福祉総務課	227-6063	○	○	○											
	福祉タクシー利用料金の助成	28	市福祉総務課	227-6063	○	○						○		○	○			
	温泉療養・ふれあい入浴	28-29	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	配食サービス	28	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	除雪助成	38	市福祉総務課	227-6063	○	○	○	○				○						



<b>1</b>	<b>相談窓口について</b>	1
(1)	関係機関	1
(2)	民生委員・児童委員	2
(3)	身体障害者・知的障害者相談員	3
(4)	当事者団体等	3
<b>2</b>	<b>身体障害者手帳について</b>	4
<b>3</b>	<b>療育手帳について</b>	5
<b>4</b>	<b>精神障害者保健福祉手帳について</b>	6
<b>5</b>	<b>健康と医療について</b>	7
(1)	心身障害者医療費の助成	7
(2)	自立支援医療費の支給	8
(3)	精神に障害のある方の通院医療費の助成	9
(4)	難病医療費の助成	10
(5)	小児慢性特定疾病医療費の助成	10
<b>6</b>	<b>手当と年金について</b>	11
(1)	特別障害者手当	11
(2)	障害児福祉手当	12
(3)	特別児童扶養手当	13
(4)	心身障害者扶養共済	13
(5)	障害年金	14
①	障害基礎年金	14
②	障害厚生年金	14
<b>7</b>	<b>福祉サービスについて</b>	18
(1)	サービスの内容	19
(2)	サービスの利用までの流れ	21
(3)	サービスを利用したときにかかる費用	21
<b>8</b>	<b>在宅福祉について</b>	23
(1)	補装具費の支給	23
(2)	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成	24
(3)	日常生活用具の給付	25
(4)	社会参加促進	26
	議会への手話通訳士配置	26

<b>9</b>	<b>助成制度について</b>	27
	(1) 住宅リフォームの助成	27
	(2) 自動車改造費の助成	27
	(3) 介助用自動車改造費の助成	27
	(4) 自動車運転免許取得費の助成	28
	(5) 福祉タクシー利用料金の助成	28
	(6) 配食サービス	28
	(7) 温泉療養	28
	(8) ふれあい入浴	29
<b>10</b>	<b>就労について</b>	30
	(1) 雇用奨励金	30
	(2) 職場実習	30
	(3) 心身障害者就業資金	30
<b>11</b>	<b>料金の割引などについて</b>	31
	(1) バス・電車運賃	31
	(2) JR運賃	32
	(3) IRいしかわ鉄道運賃	32
	(4) 航空運賃	32
	(5) タクシー運賃	32
	(6) シャトルバス「のんキー」	32
	(7) 野々市市スポーツ施設	33
	(8) 有料道路通行料金	33
	(9) NHK放送受信料の減免	33
	(10) 電話番号の無料案内“ふれあい案内”「104」	34
	(11) 携帯電話料金	34
	(12) 自動車税の減免	34
	(13) 税金の控除	35
	①所得税	35
	②市県民税	35
	③相続税	35
<b>12</b>	<b>その他の制度について</b>	36
	(1) 選挙	36
	(2) 駐車禁止除外車の指定	36
	(3) いしかわ支え合い駐車場	37
	(4) 生活福祉資金の貸付	38
	(5) 公営住宅入居相談	38
	(6) 除雪助成	38
	(7) 避難行動要支援者名簿	38
	(8) 手話リンク	38
	(9) 介護保険の適用除外	39
	(10) 成年後見制度利用支援	40
	(11) 福祉サービス利用支援	40
	(12) 代筆・代読支援員派遣	40
<b>13</b>	<b>石川県特別支援学校一覧</b>	41
<b>14</b>	<b>その他</b>	43
	(1) 身体障害者障害程度等級表	43
	(2) 難病の対象疾患一覧	47

# 1 相談窓口について

障害のある方の生活、医療、施設入所など様々な相談を受けています。  
お気軽にご相談ください。

## (1) 関係機関

相談内容	相談窓口	住所及び電話番号
身体・知的・精神に障害のある方(子)についての相談 (医療・手当・障害福祉サービス・在宅福祉・その他)	市福祉総務課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6063 FAX 227-6251
	野々市市障害者 基幹相談支援センター	野々市市中林4丁目120番地 TEL 080-8693-0108
	相談支援事業所ののいち	野々市市中林4丁目120番地 TEL 248-6565
	相談支援事業所CoCoa	野々市市扇が丘22番33号 TEL 294-3634
	ライフサポートそれいゆ	野々市市稲荷1丁目58番地 TEL 227-9482
	市社会福祉協議会 相談支援事業所	野々市市矢作3丁目1番地2 TEL 246-5570
身体に障害のある方の各種相談	石川中央保健福祉センター 福祉相談部 身体障害者更生相談所	金沢市本多町3丁目1-10 TEL 223-9557
知的障害のある方の各種相談	石川中央保健福祉センター 福祉相談部 知的障害者更生相談所	金沢市本多町3丁目1-10 TEL 223-9554
精神に障害のある方の各種相談	石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2丁目6 TEL 238-5761
	石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7 TEL 275-2250
身体に障害のある子・知的障害のある子の各種相談	石川中央保健福祉センター 福祉相談部 中央児童相談所	金沢市本多町3丁目1-10 TEL 223-9553
	いしかわ医療的ケア児 支援センター	金沢市岩出町ニ73-1 TEL 203-6090 FAX 203-6081
指定難病・小児慢性特定疾病、精神障害についての相談、療養相談	石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7 TEL 275-2250
難病のある方の相談	石川県難病相談・支援センター	金沢市赤土町ニ13-1 TEL 266-2738
高次脳機能障害のある方の相談	石川県高次脳機能障害相談・支援センター	金沢市赤土町ニ13-1 TEL 266-2188
発達障害のある方の相談	市発達相談センター	野々市市菅原町8番33号 TEL 248-1333
	石川県発達障害支援センター	金沢市鞍月東2丁目6番地 TEL 238-5557
	ひきこもり地域支援センター (石川県こころの健康センター)	金沢市鞍月東2丁目6 TEL 238-5750

相談内容		相談窓口	住所及び電話番号
視覚障害のある方の相談		石川県視覚障害者情報文化センター（点字図書館、点字出版施設）	金沢市芳齊1丁目15番26号 TEL 222-8781
聴覚障害のある方の相談		石川県聴覚障害者センター	金沢市本多町3丁目1-10 TEL 264-8615 FAX 261-3021
年金相談	国民年金	市保険年金課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6072
	厚生年金	日本年金機構 金沢南年金事務所	金沢市泉が丘2丁目1-18 TEL 245-2311
健康相談		市健康推進課	野々市市三納3丁目128番地 TEL 248-3511
税金相談	市県民税	市税務課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6036
	所得 税	松任税務署	白山市博労2丁目22 TEL 276-2345
職業相談（職業訓練校入校・ 職業評価・職業準備支援・ジョ ブコーチ・その他）		ハローワーク白山	白山市西新町235 TEL 275-8533
		石川障害者職業センター	金沢市彦三町1丁目2番1号 アソルティ金沢彦三2階 TEL 225-5011
		金沢障害者就業・生活支援 センター	金沢市高岡町7-25 TEL 231-0800
		石川障害者職業能力開発校	野々市市末松2丁目245 TEL 248-2235
福祉相談・法律相談 生活福祉資金の貸付		市社会福祉協議会	野々市市本町5丁目18-5 TEL 248-8210
障害者虐待	被害者が18歳未満	市子育て支援課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6077
	被害者が18歳以上 65歳未満	市福祉総務課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6063
	被害者が65歳以上	市介護長寿課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6067
	配偶者等からの 暴力被害	市市民協働課	野々市市三納1丁目1番地 TEL 227-6040

## (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、『地域の見守り』などの活動を行いながら、地域住民の皆さんと同じ立場で相談に乗り、必要に応じて福祉サービスを受けられるように『関係機関へつなぐ』役割を果たしています。

（住所地の担当委員については、福祉総務課（TEL 227-6061）へお問い合わせください。）

### (3) 身体障害者・知的障害者相談員

市長より委託された市民相談員で、身体に障害のある方(子)・知的障害のある方(子)の生活や養育などについて、同じ当事者の立場から相談にあたります。お気軽にご相談ください。

#### ◆身体障害者相談員

(令和8年4月1日現在)

氏名	住所	電話	ファックス	障害別
高橋 吉隆	野々市市本町1丁目14番8号	248-1007		内部
北村 芳正	野々市市稲荷4丁目105番地		246-4119	聴覚
寺下 嘉秋	野々市市柳町124番地12	090-3299-5611		視覚

#### ◆知的障害者相談員

(令和8年4月1日現在)

氏名	住所	電話	ファックス	障害別
山田 睦子	野々市市太平寺1丁目61番地13	294-0737		知的

### (4) 当事者団体等

障害のある方(子)の各種相談や社会参加事業などを行っています。

(令和8年4月1日現在)

団体名	問合せ先		備考
市身体障害者福祉協議会	市社会福祉協議会	246-0112	肢体 内部 視覚
市聴覚障害者協会	嶺藤 至	nonoichi.deaf1979@gmail.com	聴覚
市手をつなぐ育成会	山田 睦子	294-0737	知的
松任・石川精神障害者 家族会「ちよに会」	高畠 和美	090-1313-5272	精神
市肢体不自由児者父母の会	林 弥生	090-1393-7939	肢体
いしかわ医療的ケア児・ 障害児家族グループ「PareTTe」	谷畑	parette.icare@gmail.com もしくは Instagram : parette.icare	医療的 ケア児

## 2 身体障害者手帳について ★マイナンバー

身体に障害があることを証明する手帳で、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に交付され、その程度により1級から6級までの区分があります。

**申請手続** 申請者の個人番号と申請書を提出する方の身元が確認できる書類が必要です。(共通)

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	申請書、診断書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
住所・氏名変更	申請書、手帳
障 害 程 度 変 更	申請書、診断書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 破 損	申請書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 紛 失	申請書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
死亡等手帳返還	申請書、手帳

※申請書、診断書は、福祉総務課にあります。

※顔写真は1年以内に撮影したもので、上半身脱帽に限ります。白黒・カラーは問いません。写真プリント用紙にプリントしてください。

※診断書は、都道府県知事又は中核市長指定の医師に記入してもらってください。また、診断書は診断日から3か月間有効です。



※通常、申請から交付まで1か月半程度の日数が必要です。

※手帳の審査は県が行います。

※審査の結果、却下となった場合、却下通知日から6か月間は同じ障害で申請はできません。

### 3 療育手帳について ★マイナンバー

申請により知的障害があると判定された方に交付されます。手帳は各種の助成制度を受けやすくするもので、障害の程度によりA(重度)とB(中軽度)に区分されます。

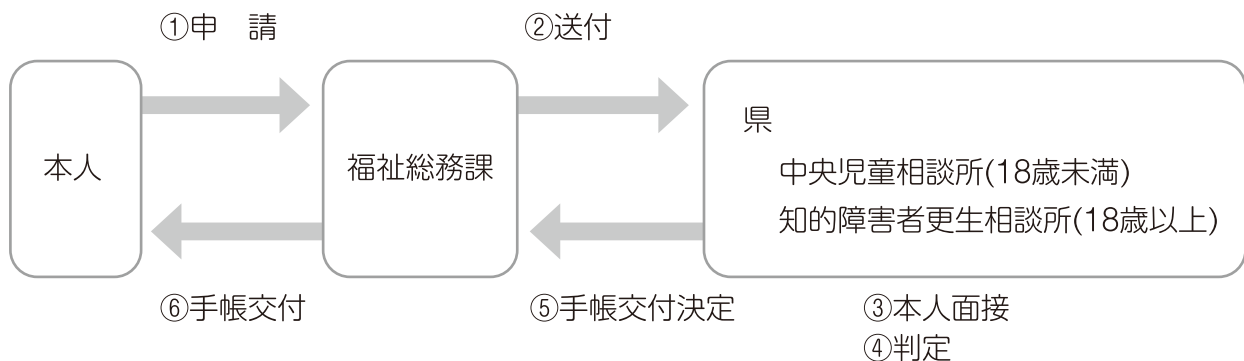
#### 申請手続

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	申請書、生活現状調査票、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) 同意書(18歳以上)
再 判 定	申請書、生活現状調査票、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
住所・氏名変更	申請書、手帳
県外より転入	申請書、生活現状調査票、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) 申出書、手帳
手 帳 破 損	申請書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 紛 失	申請書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
死亡等手帳返還	申請書、手帳

※申請書、生活現状調査票、同意書、申出書は、福祉総務課にあります。

※顔写真は1年以内に撮影したもので、上半身脱帽に限ります。白黒・カラーは問いません。写真プリント用紙にプリントしてください。

※18歳以上で療育手帳の新規交付申請をする場合は、上記に加え18歳未満から知的障害があったことがわかる疎明資料(母子手帳、小・中学校の通知表、18歳未満に受けた知能検査結果など)をお持ちください。



※通常、申請から交付まで3~4か月程度の日数が必要です。

※再判定の申請は、手帳に記載された再判定の時期より3~4か月前に福祉総務課へ申請してください。

※手帳の判定は県(中央児童相談所・知的障害者更生相談所)が行います。

## 4 精神障害者保健福祉手帳について ★マイナンバー

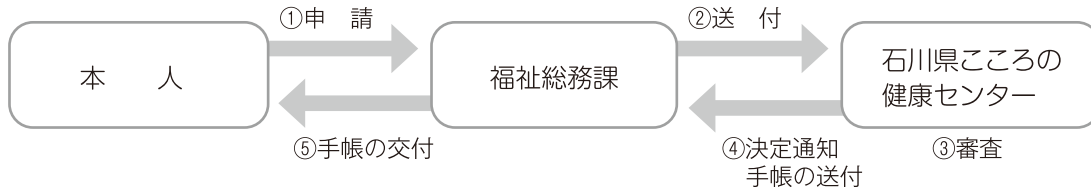
精神に障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方が手帳を申請できます。精神に障害のある方の社会参加、社会復帰の促進と自立を図ることを目的としています。

手帳には、1級～3級までの区分があります。

### 手帳の有効期間

交付日から2年後の月末までです。更新の申請は有効期限の3か月前から出来ます。

### 申請手続



### 精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な書類

※手帳の新規交付、更新には1か月半から2か月程度時間がかかります。

申請者の個人番号と申請書を提出する方の身元が確認できる書類が必要です。(共通)

区 分	お持ちいただくもの
新規交付	①診断書(精神障害者保健福祉手帳用)で申請する場合 申請書、診断書(手帳用 ※精神疾患による初診から6か月以上経過しているもの)、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ②障害年金証書で申請する場合 申請書、障害年金証書又は年金振込通知書、内容照会同意書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
更 新	①診断書(精神障害者保健福祉手帳用)で申請する場合 申請書、診断書(手帳用)、手帳の写し ②障害年金証書で申請する場合 申請書、障害年金証書又は年金振込通知書、内容照会同意書、手帳の写し
住所・氏名変更	申請書、手帳
県外より転入	申請書、石川県外で発行された手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)、同意書 (有効期限が1か月以上残っていること)
手帳再発行	申請書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手帳返還	申請書、手帳

※顔写真は1年以内に撮影したもので、上半身脱帽に限ります。白黒・カラーは問いません。写真プリント用紙にプリントしてください

### 自立支援医療(精神通院)支給認定申請に必要な書類

申請者の個人番号と申請書を提出する方の身元が確認できる書類が必要です。(共通)

区 分	お持ちいただくもの
新規交付	申請書、診断書(医療用)、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)、障害年金振込通知書又は障害年金の証書
更 新	申請書、診断書(医療用)、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)、受給者証、障害年金振込通知書又は障害年金の証書 ※診断書は2年に一度必要です。更新の申請は有効期限の3か月前から出来ます。
県外より転入	申請書、石川県外で発行された受給者証(有効期限が1か月以上残っているもの)、同意書、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)
受給者証再発行	申請書
記載事項変更	申請書、受給者証、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)

自立支援医療(精神通院)の新規交付・更新手続きに必要な診断書は、手帳の新規・更新と同時に申請する場合に限り診断書(手帳用)及び自立支援医療費(同時申請)手帳用診断書投薬内容届を用意していただくことで、診断書(医療用)が不要となります。

## 5 健康と医療について

### (1) 心身障害者医療費の助成

対象：身体・知的・精神

医療機関を受診した際の健康保険対象の医療費自己負担額を助成します。

※健康保険適用外費用（予防接種、差額ベッド代、文書料）、介護保険の自己負担額、入院食事療養費等は対象外

#### 【対象者】

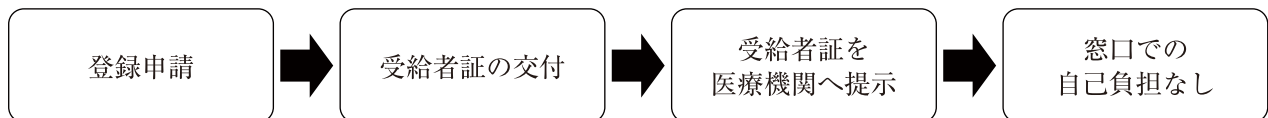
- ・身体障害者手帳1～4級の所持者（4級は非課税世帯のみ）
- ・療育手帳の所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

#### 【助成額】

健康保険対象の医療費自己負担額のうち高額療養費等の給付金を除いた額

#### 【利用方法】

登録申請された対象者に受給者証を交付します。交付された受給者証を医療機関に提示することにより、窓口で健康保険対象の医療費自己負担額の支払いが不要になります。



#### 【その他】

- ・受給者証は毎年8月1日付で更新します。7月末に更新した受給者証を郵送します。
- ・加入する健康保険が変更になった場合は、新しく加入した健康保険の情報がわかる書類（資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等）を持参のうえ、変更手続きが必要です。
- ・他の法令等による医療費助成制度を利用できるときは、その申請を行うとともに医療機関受診時にその制度利用に必要な受給者証等もあわせて提示してください。

### 医療機関受診時に受給者証の提示ができなかったとき・県外の医療機関を受診したとき

医療機関窓口でいったん医療費自己負担額を支払い、後日償還払いの申請をしてください。

通常、申請から3～4か月後に指定口座へ助成額を振り込みます。

#### 【申請期間】

診療日の翌月から1年以内

#### 【必要なもの】

- ・領収書
- ・受給者証
- ・振込先口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等 ※初回のみ）

※社会保険に加入している方で高額療養費（附加給付を含む）が保険者から支給される場合には高額療養費の支給決定通知書も必要です。

(2) 自立支援医療の支給 ★マイナンバー

対象：精神・身体

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。

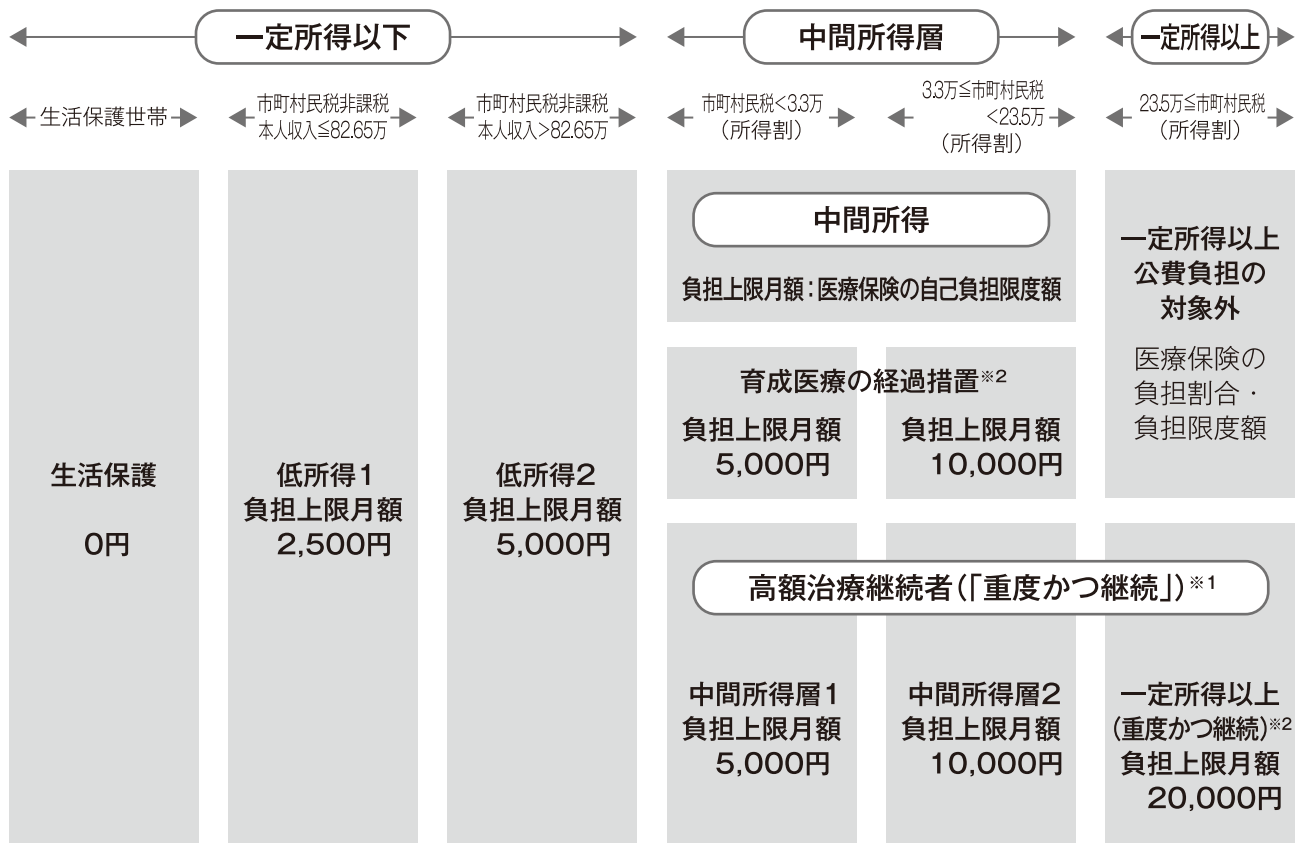
【対象者】

精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
育成医療	身体に障害のある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童（18歳未満）

【対象となる主な障害と治療例】

- (1) 精神通院医療：精神疾患 ⇒ 向精神薬、精神科デイケア等
- (2) 更生医療：内部障害〈心臓〉⇒ 弁口、心室心房中隔に対する手術等  
 〈腎臓〉⇒ 人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）等  
 〈免疫〉⇒ 免疫調節療法等
- (3) 育成医療：言語障害 ⇒ 唇顎口蓋裂形成術及びそれに伴う歯科矯正等  
 内部障害〈心臓〉⇒ 弁口、心室心房中隔に対する手術等  
 〈その他の先天性内臓障害〉⇒ 先天性腸閉鎖症  
 人工肛門の造設などの外科手術等

【利用者負担】



※1：高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

①疾病、症状等から対象となる者。

●精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

●更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当の者。

※2：自立支援医療の「重度かつ継続の一定所得以上」及び「育成医療の中間所得」の区分については、令和9年3月31日までの経過的特例の措置です。

### 【申請に必要なもの】★マイナンバー

○精神通院医療

6頁に詳細を掲載しています。

○更生医療

・身体障害者手帳

\*同時に身体障害者手帳を申請する場合、身体障害者診断書、顔写真1枚（縦4cm×横3cm）

4頁に詳細を掲載しています。

・更生医療要否意見書（自立支援医療指定医師が記入）

・健康保険の情報がわかる書類（資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等）(国民健康保険の場合は加入している被保険者すべての方の分)

・特定疾病療養受療証（じん臓機能障害で人工透析の方）

○育成医療

・自立支援医療（育成医療）意見書（自立支援医療指定医師が記入）

・受診者および保護者の健康保険の情報がわかる書類（資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等）(国民健康保険の場合は加入している被保険者すべての方の分)

・特定疾病療養受療証（じん臓機能障害で人工透析の方）

・身体障害者手帳（交付を受けている方）

対象：精神

### (3) 精神に障害のある方の通院医療費の助成

#### 【対象者】

精神障害者保健福祉手帳を所持する人で、自立支援医療費（精神通院医療）の給付を受けている市町村民税非課税世帯の方

#### 【助成内容】

自立支援医療費（精神通院）の自己負担分の半額を助成します。

#### 【お持ちいただくもの】

領収書・金融機関の通帳

#### 【領収書について】

領収書は保険点数、支払者、診療年月日がわかり、領収印があるものが必要です。また、診療日の翌月から1年以内に申請してください。

#### (4) 難病医療費の助成 ★マイナンバー

医療費助成制度の対象は、指定難病に罹患し、認定基準を満たした方です。申請された医療機関（薬局・訪問看護事業所を含む）において、指定難病の治療・調剤等について医療費が助成されます。なお、市民税（所得割額）と収入に応じて一部自己負担があり、1か月にお支払いいただく自己負担上限額が設定されます。

対象となる疾患や詳細については石川中央保健福祉センターへお問い合わせください。

●問合せ先●  
石川中央保健福祉センター  
☎275-2250

#### (5) 小児慢性特定疾病医療費の助成 ★マイナンバー

小児慢性特定疾病にかかっており、認定基準を満たす方の医療費が一部助成されます。医療費助成を受けるためには、申請し、認定されることが必要です。

##### 1. 対象疾患群

- |                     |         |           |           |
|---------------------|---------|-----------|-----------|
| ① 悪性新生物             | ② 慢性腎疾患 | ③ 慢性呼吸器疾患 | ④ 慢性心疾患   |
| ⑤ 内分泌疾患             | ⑥ 膠原病   | ⑦ 糖尿病     | ⑧ 先天性代謝異常 |
| ⑨ 血液疾患              | ⑩ 免疫疾患  | ⑪ 神経・筋疾患  | ⑫ 慢性消化器疾患 |
| ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | ⑭ 皮膚疾患  | ⑮ 骨系統疾患   |           |
| ⑯ 脈管系疾患             |         |           |           |

##### 2. 対象者

小児慢性特定疾病にかかっており、認定基準を満たす18歳未満（20歳未満まで延長可能）の方。さらに、石川県では、小児慢性特定疾病にかかっており、認定基準を満たさない就学後から18歳未満の方（20歳未満まで延長可能）についても独自に助成対象としています。

##### 3. 助成対象医療費

認定を受けた小児慢性特定疾病に係る医療費（保険診療分）の一部、および入院時食事療養費の一部が助成されます。（ただし、入院時医療費のみ助成対象となる疾病もあります。）

##### 4. 自己負担額

同じ医療保険に加入する人で構成する世帯の保険料算定対象者の市町村民税（所得割）額と収入により自己負担があります。

対象となる疾患や詳細については石川中央保健福祉センターへお問い合わせください。

●問合せ先●  
石川中央保健福祉センター  
☎275-2250

## 6 手当と年金について

### (1) 特別障害者手当 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害のある方に支給されます。

- 要件**
- ① 20歳以上であること。
  - ② 障害程度が認定基準に該当すること。  
(目安として、下表の1～7の項目の内2つ以上に該当すること。単一の障害でも手当に該当する場合がありますので、お問い合わせください。)
  - ③ 病院などに継続して3か月を超えて入院していないこと。  
※入院4か月目から手当が受給できなくなります。受給した場合は返納することになりますので注意してください。
  - ④ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの支給対象外施設に入所していないこと。  
※グループホーム、有料老人ホームの場合は施設に入所しても受給できます。  
※短期入所の利用や、デイサービスなど日中のみの施設利用は施設入所に該当しませんので受給できます。

1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100db以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

**支給額** 月額 30,450円  
※所得制限があります。

**支給月** 5月・8月・11月・2月

## (2) 障害児福祉手当 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする障害のある子に支給されます。

### 要件

- ① 20歳未満であること。
- ② 障害程度が認定基準に該当すること。(目安として、下表のいずれかに該当すること。)
- ③ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
- ④ 児童福祉法で定める障害児入所施設などの支給対象外施設に入所していないこと。  
※グループホームの場合は施設に入所しても受給できます。  
※短期入所の利用やデイサービスなど日中のみの施設利用は施設入所に該当しませんので、受給できます。

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給額 月額 16,560円  
※所得制限があります。

支給月 5月・8月・11月・2月

支給対象外となる施設	
障害児入所施設	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
乳児院又は児童養護施設	国立保養所
指定発達支援医療機関	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設	病院又は診療所 (法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	

### (3) 特別児童扶養手当 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

- 要件
- ① 身体障害者手帳 1～3級・4級の一部
  - ② 療育手帳 A・Bの一部
  - ③ ①、②と同程度の障害を有する児童。
  - ④ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
  - ⑤ 施設に入所していないこと。

支給額 1級 月額 58,450円  
2級 月額 38,930円  
※所得制限があります。

支給月 4月・8月・12月

### (4) 心身障害者扶養共済

対象：身体・知的・精神

心身に障害のある方を扶養している保護者(加入者)が加入して掛金を支払い、保護者(加入者)が死亡または重度障害になったとき、障害のある方に生涯にわたり、年金を支給します。

- 要件 〈障害のある方〉  
次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難と認められる方
- ① 身体障害者手帳 1～3級
  - ② 知的障害者
  - ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方で、上記と同程度の障害を有する方
- 〈加入者〉  
次のすべてに該当する方
- ① 障害のある方の保護者
  - ② 石川県内に住所を有し、年齢が65歳未満の方
  - ③ 生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病や障害を有しない方

加入時の年度の4月1日時点の年齢	新規加入者掛金月額(1口あたり)
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

世帯区分	県助成率	市助成率
生活保護世帯	100%	—
住民税非課税世帯	50%	20%
住民税均等割のみ課税世帯	30%	20%
その他の世帯	—	20%

※1口目についてのみ助成されます

支給額 1口あたり 20,000円  
※障害のある方一人につき2口まで加入できます。  
※掛金は税金の控除の対象になります。

## (5) 障害年金

対象：身体・知的・精神

病気やけがによって生活や仕事などが制限される一定の状態になったとき、請求により支給されます。

### ① 障害基礎年金

国民年金加入中、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満(日本に住んでいる期間)に初診日(※)のある病気やけがについて、障害認定日(※)に、法令により定められた障害等級表(1・2級)に該当する障害の状態にあるときに支給されます。

(※) 初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

(※) 障害認定日(原則)：初診日から1年6か月経過した日またはその期間内に治った(症状が固定した)日

障害基礎年金を受給するためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること(保険料納付要件)が必要です。ただし、初診日が20歳未満の場合、納付要件はありません。

- ・初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ・初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(初診日が令和18年3月末日までにあるときの特例)

● 問合せ先 ●

市保険年金課  
☎ 227-6072

### ② 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日のある病気やけがについて、障害認定日に、法令により定められた障害等級表(1・2級)に該当する障害の状態にあるとき、障害基礎年金に上乘せして支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない場合でも、障害等級表(3級)に該当する状態にあるときは、障害厚生年金(3級)が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害等級表(障害手当金)に該当する状態にあるときは、一時金である障害手当金が支給されます。

障害厚生年金・障害手当金を受給するためには、初診日の前日において、①障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要です。

● 問合せ先 ●

日本年金機構金沢南年金事務所  
☎ 245-2311

## 障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額 \*年金額等は令和7年度の金額です。

		障害の程度		
		重		軽
		1級	2級	3級
厚生年金(2階)	障害厚生年金(1級) 報酬比例の年金額×1.25	障害厚生年金(2級) 報酬比例の年金額	障害厚生年金(3級) 報酬比例の年金額 ※2	障害手当金 ※3
	配偶者の加給年金 ※1	配偶者の加給年金 ※1		
国民年金(1階)	障害基礎年金(1級) 1,039,625円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方 1,036,625円)	障害基礎年金(2級) 831,700円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方 829,300円)	※1 対象者がいる方のみ加算されます	
	子の加算 ※1	子の加算 ※1	※2 障害厚生年金3級の最低保障額は623,800円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円)	
				※3 (報酬比例の年金額×2)を一時金として支給 障害手当金の最低保障額は1,247,600円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,244,000円)

図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

**障害等級表【(1級、2級) 国民年金・厚生年金保険】**

※手帳の等級とは異なります

◆1級

号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04・他眼の視力が手動弁以下のもの など
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◆2級

号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、又は一眼の視力が0.08・他眼の視力が手動弁以下のもの など
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1上肢のすべての指を欠くもの
10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたものなど
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、または中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④ 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったものまたは中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## 障害等級表【(障害手当金) 厚生年金保険】

号	障害の程度
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2(※)視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視野点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	1上肢の2指以上を失ったもの
15	1上肢のひとさし指を失ったもの
16	1上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの
18	1上肢のおや指の用を廃したもの
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	1下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(備考)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、または中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④ 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- ⑤ 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったものまたは中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

## 7 福祉サービスについて ★マイナンバー

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病（※特定疾患対象者 47、48頁））に関係なく、障害のある方が地域での自立した生活や社会的活動を支援します。

### 介 護 給 付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

### 訓 練 等 給 付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

### 障 害 児 通 所 給 付

障害のある子の生活能力向上のために必要な訓練や支援を行います。

### 相 談 支 援 給 付

施設入所者等が地域生活へ移行するための支援や地域生活を継続していくための支援を行います。

### 地 域 生 活 支 援 事 業

上記以外で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような支援を市町村が行います。

## (1) サービスの内容

●**介護給付**には次の9つのサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的にします。
③同行援護	視覚障害により移動に困難がある方に、移動に必要な情報の提供（代読等）や移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にします。
⑥短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
⑧生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●**訓練等給付**には次の7つのサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
②就労継続支援 A(雇用型)・B(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労選択支援	就労を希望する方が、自身の適性や能力に合った就労支援サービスもしくは、一般企業等への就労を主体的に選べるよう支援します。
⑤就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した方に、一定期間、就労に伴って生じる生活上の課題に対する支援を行います。
⑥自立生活援助	1人暮らしや地域生活の継続に支援が必要な方に対して、一定期間、定期的な訪問により情報提供や助言等の支援を行います。
⑦共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行います。

●**障害児通所給付**には次の5つのサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①放課後等デイサービス	就学している障害のある子の生活能力向上のため、必要な訓練や創作的活動などをします。
②児童発達支援	就学前の障害のある子に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
③医療型児童発達支援	肢体不自由のために医療的支援が必要な障害のある子に、児童発達支援と治療を行います。
④居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害者、外出することが著しく困難な障害のある子に、居宅を訪問して発達支援を行います。
⑤保育所等訪問支援	集団生活への適応のため、保育所等に訪問して、障害のある子やスタッフの支援を行います。

●相談支援には次の3つのサービスがあります。

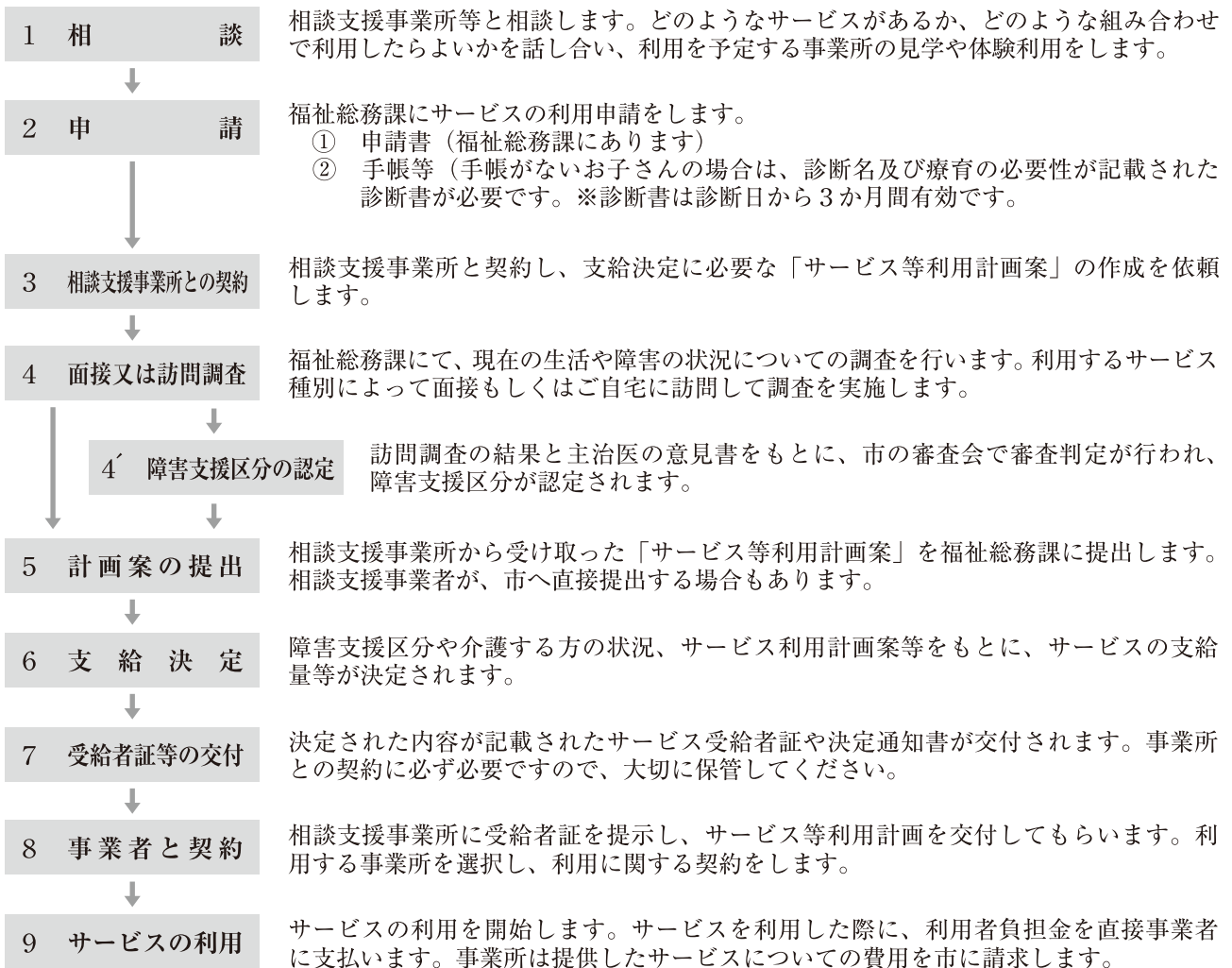
サービスの名称	内 容
①計画相談支援	・サービス利用支援 障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成をします。
	・継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などをします。
②地域相談支援	・地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等をします。
	・地域定着支援 居宅において単身で生活している障害のある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援をします。
③障害児相談支援	・障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成をします。
	・継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などをします。

●地域生活支援事業には次の13のサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①理解促進研修・啓発	障害者（児）に対する理解の促進及び障害者（児）の「社会的障壁」の除去のため、小学生親子を対象にした障害疑似体験教室の開催や、イベント等での福祉ショップの出店を行います。
②相談支援	市内の相談支援事業所に委託して、障害のある方や保護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助等を行います。
③コミュニケーション支援	聴覚障害のある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。3日前までにお申し込みください。
④日常生活用具給付	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付をします。25頁に詳細を載せています。
⑤移動支援	屋外での移動に困難がある方の自立と社会参加のため、外出支援を行います。
⑥重度身体障害者訪問入浴サービス	自宅や通所施設で入浴することが困難な重度の障害のある方に、巡回入浴車による入浴サービスを行います。
⑦日中一時支援	自宅で介護する家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、日中、施設等において、障害のある方等に活動の場を提供します。
⑧市障害者スポーツ交流大会	年に1回身体障害、知的障害のある方（子）が簡単なスポーツを通じて、体力健康維持と多くの人たちと交流できるよう開催しています。
⑨地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
⑩手話奉仕員養成講座	聴覚障害のある方との日常生活上の初歩的なコミュニケーションを支援し、交流活動に必要な手話を学ぶための講座を開催しています。
⑪生活訓練	途中で失明又は失聴した方や、介護者が障害、疾病等により介護できなくなった視覚又は聴覚に障害のある方に日常生活に必要な訓練や指導を行います。訓練には、障害部位別に歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練、福祉サービス利用訓練があります。
⑫福祉ホーム	住居を必要としている方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援をします。（常時介護、医療支援を要する方を除く。）
⑬成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。40頁に詳細を載せています。

## (2) サービスの利用までの流れ ★マイナンバー

サービスの種類により、手続き（利用できるまでのプロセス）が異なります。



## (3) サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として、費用の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

\*負担上限月額の設定は、複数のサービスを合算して設定される場合と、サービス毎に設定される場合があります。

### ★18歳以上の障害のある方（施設に入所する18、19歳を除く）

障害のある方本人とその配偶者の収入の状況で上限額が決まります。

区 分	世帯の収入の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） *施設入所・グループホーム利用者を除く	9,300円
一般 2	上記以外の方	37,200円

★18歳未満の障害のある子（施設に入所する18、19歳を含む）

保護者の属する住民基本台帳上の世帯の収入の状況で上限額が決まります。

区 分	世帯の収入の状況		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方		0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方		0円
一般 1	市町村民税課税世帯の方 (所得割28万円未満)	在宅の場合	4,600円
		施設入所の場合	9,300円
一般 2	上記以外の方		37,200円

◎対象となる未就学児の障害児通所給付費の利用者負担が無償化されます。

対象期間は、満3歳になった翌年度4月1日から3年間です。

(対象サービスは19頁の障害児通所給付②③④⑤)

◎同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、負担上限額は同じです。(高額障害福祉サービス等給付費)

同一世帯に属する方が同一の月に受けたサービスの利用者負担額を合算して、基準額を超えた場合、その超えた金額は申請により高額障害福祉サービス費、または高額障害児（通所・入所）給付費として支給されます。

(償還払い方式)

★合算対象となるサービスとは

- ・介護給付 ・訓練等給付 ・障害児通所給付及び障害児入所給付
- ・補装具の購入又は修理に要した費用 ・介護保険のサービス

★申請時に必要なもの

- ・利用月の領収書 ・振込先口座の分かるもの

◎65歳から介護保険サービスに移行された方の介護保険サービスの利用者負担を軽減します。

(新高額障害福祉サービス等給付費) 平成30年4月以降

以下の全ての条件を満たす場合、特定の介護保険サービスの利用者負担額が申請により支給されます。

(償還払い方式)

- ・65歳に達する前の5年間にわたり、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか）を利用している方
- ・65歳到達日の前日において、障害支援区分2以上であった方
- ・65歳までに介護保険サービスの利用がなく、移行後に介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護のいずれか）を利用している方
- ・本人が65歳に達する前日及び以降の確認において、本人とその配偶者が市町村民税非課税又は生活保護世帯に該当の方

◎食費等実費負担について、軽減措置が講じられます。

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者については、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

通所施設等では、低所得・一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）世帯の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費34,000円（18歳以上は25,000円）を含めて、低所得世帯・一般1世帯で50,000円、一般2世帯で79,000円）となるように補足給付が行われます。

◎グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。(低所得者対象)

グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額10,000円を上限に補足給付が行われます。※申請時に家賃証明書が必要です。

◎生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や、食費等実費負担額を引き下げます。

## 8 在宅福祉について

### (1) 補装具費の支給 ★マイナンバー

対象：身体・難病

身体的欠損や機能障害を補い、長期間にわたり継続して使用されるもので、日常生活や職業活動を容易にするために必要な用具の購入・修理・借受けに係る費用を基準額の範囲内で支給します。障害の程度に制限があります。

区 分	種 目
手足の不自由な方、又は座位の保てない方	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ 姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、起立保持具(注) 排便補助具(注)
耳の不自由な方	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)
目の不自由な方	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、弱視用)、 コンタクトレンズ
手足が不自由でかつ声の出ない方で重度の方	重度障害者用意思伝達装置

(注)は児童のみ対象です。

※申請書・補装具意見書・業者の見積書等を購入前に提出する必要があります。

※申請書・補装具意見書は、福祉総務課にあります。

※他法（介護保険や労災など）で交付や貸与が受けられる場合は対象になりません。

#### 利用者負担額

種目や種類、使用する部品ごとに基準額が定められており、原則として基準額のうち1割が自己負担となります。

基準額より用具の金額が低い場合は用具の額の1割が自己負担となり、基準額より用具の金額が高い場合は基準額の1割+超過分が自己負担となりますので、ご注意ください。

なお、ひと月の自己負担の上限は、世帯の収入状況に応じて定められる以下の区分の負担上限月額までとなります。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一 般	市町村民税課税世帯の方	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害のある子	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※18歳以上の障害者で、本人または配偶者に市町村民税所得割額が46万円以上課税されている場合は、公費負担の対象外となります。

※補装具費支給のサービスと福祉サービスを同一月に利用した場合は、両サービスの合算金額で負担上限月額を設定します。（高額障害福祉サービス等給付費22頁参照）

## (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児の保護者に対して、補聴器の購入・修理費の一部を助成します。

### 1. 対象者

野々市市に住所を有する者であって、以下の全ての条件を満たす児童の保護者

- ① 野々市市内に住所を有していること
- ② 申請日において満18歳未満であること
- ③ 両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満の難聴児で補装具費支給の対象にならないこと
- ④ 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師が、補聴器の装用により、言語の習得、生活及び学習への適応の促進に一定の効果が期待できると判断されていること

### 2. 助成額

対象となる補聴器によって基準額が決められています。基準額を上限とし、費用のうち2/3を助成します。

### 3. 申請書類

購入する前に申請が必要です。

- ① 難聴児補聴器購入費助成申請書
- ② 「野々市市補装具事業者の登録及び代理受領に関する要綱」に規定された事業者が作成した見積書
- ③ 指定医が作成した補聴器購入意見書

### 4. 助成方法

償還払いと代理受領を選ぶことができます。

#### ①償還払いの場合

補聴器の購入・修理の際に、市から交付された助成券を業者に提示します。費用の全額を業者に支払い領収書を受け取ります。補聴器購入費等助成金請求書に領収書と支給券を添付し福祉総務課に提出します。

#### ②代理受領の場合

補聴器の購入・修理の際に、業者に支給券と補聴器購入費等助成金代理受領請求書を渡します。自己負担分を業者に支払います。助成金は市から直接業者に支払われます。

### (3) 日常生活用具の給付 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

在宅の重度障害のある方等に対し日常生活の利便をはかるため、次の用具を給付します。

用具により、障害の程度や年齢の要件が異なります。

区 分	種 目
日常起居動作に支障のある方、又はことばが不自由な方	便器、特殊便器、特殊寝台、特殊マット、T字又は棒状のつえ、移動・移乗支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、人工喉頭、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、訓練いす(児童のみ)、訓練用ベッド(児童のみ)、住宅改修(居宅生活動作補助用具)
耳の不自由な方	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用音声信号処理装置(注2)
目の不自由な方	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計(触読・音声)、点字タイプライター、点字器、電磁調理器、視覚障害者用音声式体温計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体重計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字ディスプレイ、点字図書
腎臓機能に障害のある方でCAPDによる透析療法を行う方	透析液加温器
呼吸器機能に障害のある方	ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車
排泄機能に障害のある方	ストマ用装具、収尿器、紙おむつ等(注1)
その他	火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、動脈血中酸素飽和度測定器

(注1) 紙おむつ等の対象者は、ぼうこう又は直腸機能に障害があるがストマ用装具の装着が困難な方や、乳幼児期以前の脳性麻痺等脳原性疾患や、染色体異常等先天性疾患により重度四肢機能障害のある方、常に紙おむつが必要な知的障害のある学齢児童及び学齢生徒、難病患者等で難病等に起因する場合等に限られます。

(注2) 購入する音声信号処理装置が医療保険の適用を受けない場合に限り、(現在使用している装置が装用後5年を経過していることが条件)

※申請書・業者の見積書・カタログ(人工内耳用音声信号処理装置の場合は購入証)を**購入前**に提出する必要があります。また介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先になります。

#### 利用者負担額

原則として、費用の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一 般	市町村民税課税世帯の方	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害のある子	保護者の属する住民基本台帳での世帯

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

#### (4) 社会参加促進

ノーマライゼーション（障害のある方も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念の実現に向けて、それぞれの障害の個別に応じた事業を実施し、障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

議会への手話通訳士配置

**対象：身体(聴覚)**

市議会本会議は、行政施策の方針や市議会議員の活動を知る機会として、原則公開されており、議場到手話通訳士を配置することで、障害のある方の情報保障を行います。

手話通訳による傍聴を希望する場合は傍聴希望日の14日前までに議会事務局にお申し込みください。

●問合せ先●

市議会事務局

☎ 227-6141

FAX 227-6257

## 9 助成制度について

### (1) 住宅リフォームの助成 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

障害のある方が居住する住宅の便所等の改造、手すり・スロープ等の設置、玄関ホールの段差解消等のリフォームに要する費用の一部を助成します。(新築及び増築工事を除きます)

#### 助成対象

対象者	対象となる工事
身体障害者手帳1・2級 (下肢、体幹、移動機能障害については1～3級) 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ 床材のクッション素材への貼り替え ⑦ 壁のクッション素材又は防音効果のある素材への貼り替え ⑧ 二重窓の設置、床材を汚れが拭き取りやすいものに貼り替え ⑨ 在宅生活のために必要な工事 ⑩ ①～⑨に付帯して必要となる住宅改修

#### 助成額

生活保護世帯	対象工事費の100% (限度額 100万円)
市町村民税非課税世帯	対象工事費の 90% (限度額 100万円)

※住宅改修費(25頁 日常生活用具の給付 参照)の給付、又は介護保険制度の住宅改修費の助成(ともに対象工事費の上限 20万円)が受けられる場合は、これらの制度による給付が優先されます。

※申請書、業者見積書、設計書等をリフォーム工事前に提出する必要があります。

### (2) 自動車改造費の助成 ★マイナンバー

対象：身体

重度の上肢・下肢又は体幹機能に障害がある方で就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向・駆動装置を改造する場合に経費の一部を助成します。(当該自動車の改造後、6か月を経過したものは除く)

助成額 自動車の改造に直接要した経費。(限度額10万円)

※ただし、所得制限があります。

### (3) 介助用自動車改造費の助成 ★マイナンバー

対象：身体

常時車いすを使用する重度身体障害者の方を介助する人の負担軽減と、障害のある方の外出を容易にするために、自動車の改造をする場合に経費の一部を助成します。(当該自動車の改造後、6か月を経過したものは除く)

対象者 野々市市に住所を有する方で、次の全てに該当する方。

(ただし、他市町村での支給が受けられる方は対象としません。)

- ① 下肢または体幹障害1、2級で常時車いすを使用している在宅の方
- ② 所得制限限度額を越えない世帯に属する方
- ③ 過去7年間に、この事業をうけたことがない方

助成額 改造に要する費用の1/2 (限度額25万円) ※別表参照

申請方法 助成申請書、見積書、自動車検査証の写し(改造自動車を購入する場合を除く)

## 別表

事業の区分		限度額(円)	
回転シート付き車両への改造又は当該車両の購入	電動装置がない 回転シート	前部座席が回転	62,000
		後部座席が回転	100,000
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付き）		150,000
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入		250,000	
超低床車両への改造又は当該車両の購入			

### (4) 自動車運転免許取得費の助成

対象：身体

重度の身体に障害のある方で通勤等に利用するため運転免許を取得された場合に経費の一部を助成します。

- 対象者**
- ・ 下肢・体幹障害 1～3級
  - ・ その他の障害 1・2級
  - ・ 過去に、この事業による助成を受けていない方
  - ・ 免許取得後、6か月以内の方

**助成額** 自動車の免許の取得に要した経費の2/3以内（限度額10万円）

### (5) 福祉タクシー利用料金の助成

対象：身体・知的・精神

重度の障害のある方に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。

ただし、自動車を持ち運転できる人は除かれます。

- 対象者**
- ・ 身体障害者手帳 1・2級
  - ・ 療育手帳 A
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

**助成額** 乗車1回ごとに700円(700円に満たない場合はタクシー利用料金)、36枚綴のチケット1冊(最大)

### (6) 配食サービス

安否及び健康状態の確認が必要な障害のある方に対し、居宅へ弁当を配達し、必要な確認を行います。

**対象者** 障害者手帳を所持する方で、安否及び健康状態の確認が必要な方

**助成額** 1食200円を市が負担します。(昼食又は夕食のどちらか)

### (7) 温泉療養

障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図るため、温泉利用料の一部を助成します。

- 対象者**
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で在宅の方
  - ・ 重度の障害のある方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者）の付添者（1名）

**助成額** 以下のいずれかを選択して受けることができます。

- ・ 宿泊利用1回（連泊を含む）につき、3,000円まで
- ・ 日帰り利用1回につき、1,000円まで

※宿泊・日帰り利用合わせて年間3,000円までご利用いただけます。

**利用方法** 以下のいずれかによります。

#### 【利用助成券による割引】

指定施設（別表）から利用施設と利用日が決定したら、手帳を持参のうえ、市役所にて申請し、「指定宿泊施設利用助成券」の交付を受けます。旅館到着時にフロントで「指定宿泊施設利用助成券」をご提出ください。

**【障害者手帳による割引】** ※割引を受ける方が5名以下で宿泊利用の場合  
旅館到着時に障害者手帳をご提示ください。

- 注意点**
- (1) 次の場合は割引を受けられませんのでご注意ください。
    - ・ 旅行会社を通じた予約、ネット予約等により、宿泊料が前納されている場合
    - ・ 宿泊の利用料金が3,000円以下の場合、日帰り利用の利用料金が1,000円以下の場合
  - (2) 「指定宿泊施設利用助成券」の有効期限は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。

障害者温泉療養指定施設(別表)

市町名	施設名	住所	電話番号
1	葉 渡 莉	加賀市山代温泉温泉通り17番地	0761-77-8200
2	ゆ の く に 天 祥	加賀市山代温泉19の49番地1	0761-77-1234
3	森 の 栖	加賀市山代温泉14-27	0761-77-0150
4	白 山 菖 蒲 亭	加賀市山代温泉桔梗丘4-34-1	0761-77-0335
5	す ゝ や 今 日 楼	加賀市山中温泉下谷町ニの340番地	0761-78-4848
6	ホ テ ル 翠 湖	加賀市柴山町し50	0761-74-5588
7	能美市 ま つ さ き	能美市辰口町3-1	0761-51-3111
8	小松市 の と や	小松市粟津町ワ85	0761-65-1711
9	金沢市 川 端 の 湯 宿 滝 亭	金沢市末町23-10	076-229-1122
10	羽咋市 休 暇 村 能 登 千 里 浜	羽咋市羽咋町オ70	0767-22-4121
11	志賀町 いこいの村能登半島(石川勤労者いこいの村)	羽咋郡志賀町上野18	0767-32-3131
12	シーサイドヴィラ渤海	羽咋郡志賀町富来領家町甲の59	0767-42-8080
13	七尾市 加 賀 屋	七尾市和倉町ヨ部80番地	0767-62-1111
14	あ え の 風	七尾市和倉町和歌崎8-1	0767-62-3333
15	ホ テ ル 海 望	七尾市和倉町和歌崎部12番地3	0767-62-1515
16	お 宿 す ず 花	七尾市和倉町ル部4-7	0767-62-2420
17	日 本 の 宿 の と 楽	七尾市石崎町香島1丁目14	0767-62-3131
18	国 民 宿 舎 能 登 小 牧 台	七尾市中島町小牧井部55番地	0767-66-1121
19	和 倉 温 泉 は ま づ る	七尾市和倉町ル2-2	0767-62-2164
20	珠洲市 珠 洲 ビ ー チ ホ テ ル	珠洲市蛸島町1部2番地480	0768-82-7000
21	小松市 小 松 グ リ ー ン ホ テ ル ※貸切風呂利用時のみ適用	小松市小島町ル41	0761-21-8911

\*利用助成券は、市の印が無いものや記載事項もれがあるものは、無効となります。

\*一部の施設では臨時休業としている場合もございますので、ご利用いただく前に、各施設のホームページ等で営業状況をご確認ください。

(8) ふれあい入浴

対象：身体・知的・精神

障害のある方の健康保持と社会参加を図るため、障害者手帳所持者に対し市内の入浴施設の利用料を助成する利用券を配布します。

対象者

- ・身体障害者手帳所持者と、1、2級の介護者1名
- ・療育手帳所持者と、Aの介護者1名
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者と、1級の介護者1名

## 10 就労について

### (1) 雇用奨励金

市内に居住する障害のある方を雇用した事業主に奨励金を交付します。

対象者	奨励金の交付対象となる障害のある方（※1）を雇用した雇用保険適用事業所の事業主の方。
奨励金額	障害のある方1人につき月額2万円。
交付期間	障害のある方を新たに雇い入れた日または中途障害者（※2）が職場復帰をした日から36か月以内。
申請時期	障害のある方を新たに雇い入れた日から6か月経過後（他の助成金等受給期間を除く）の翌月に申請してください。（6か月ごとの申請になります。）
提出書類	①奨励金交付申請書 ②対象となる障害のある方の雇用保険被保険者資格取得届の写し ③対象となる障害のある方の賃金台帳の写し ④他の助成金等の受給資格決定通知書の写し （受給している場合）

●問合せ先●  
市地域振興課  
☎227-6160

- ※1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害のある方  
※2 雇用された後に障害者となった方

### (2) 職場実習

対象：身体・知的・精神・発達障害・難病

障害のある方の雇用に当たり、事業主が職場適応や、身体能力等について不安を抱きがちであることから、実際の職場で職場に必要な短期間の実習を行い、職場能力等について事業主の理解を深めることにより、これら障害のある方の就職促進を図ります。

◇実習期間 1か月以内

◇支給される手当等

事業主	委託費	月額	18,333円
実習生	実習手当	日額	4,630円
			（雇用保険を受給されている方は支給されません）
	通所手当	日額	500円以内
			（公共交通機関を利用し、通所距離が2km以上の 場合に限ります。）

●問合せ先●  
ハローワーク白山  
☎290-5343

### (3) 心身障害者就業資金

対象：身体・知的

公共職業安定所の紹介により、常用労働者として就職した身体に障害のある方（1級～4級）及び知的障害のある方が就業資金を借り入れできます。

貸与の対象外	学校卒業後6か月経過しない者
貸与額	5万円以内（ただし1年以上勤務すれば返還免除）

●問合せ先●  
ハローワーク白山  
☎290-5343

# 11 料金の割引などについて

掲載の割引制度は、本冊子作成時の内容です。制度のご利用にあたっては、問合わせ先に記載の各事業者へ直接お問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳については、有効期限内かつ顔写真付きのもののみ割引を受けられます。

## (1) バス・電車運賃

対象：身体・知的・精神

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、北陸鉄道バス・電車の割引が受けられます。

### ●バス

				身体・療育：第1種、精神：1級		身体・療育：第2種、精神：2・3級		
				12歳未満	12歳以上	12歳未満	12歳以上	
普通乗車券	単独			5割引	5割引	5割引	5割引	
	介護者付	本人			5割引	5割引	5割引	5割引
		介護者			5割引	5割引	5割引	5割引
定期乗車券	単独			—	各定期の3割引	—	各定期の3割引	
	介護者付	本人			—	各定期の3割引	—	各定期の3割引
		介護者	大人通勤定期に限り		3割引	通勤定期に限り	3割引	大人通勤定期に限り
回数乗車券	単独			5割引	5割引	5割引	5割引	
	介護者付	本人			5割引	5割引	5割引	5割引
		介護者			5割引	5割引	5割引	5割引

### ●鉄道

				身体・療育：第1種、精神：1級		身体・療育：第2種、精神：2・3級		
				12歳未満	12歳以上	12歳未満	12歳以上	
普通乗車券	単独			5割引	5割引	5割引	5割引	
	介護者付	本人			5割引	5割引	—	—
		介護者			5割引	5割引	—	—
定期乗車券	単独			—	—	—	—	
	介護者付	本人			—	各定期の5割引	—	—
		介護者	大人通勤定期に限り		5割引	通勤定期に限り	5割引	大人通勤定期に限り
回数乗車券	単独			—	—	—	—	
	介護者付	本人			5割引	5割引	—	—
		介護者			5割引	5割引	—	—

### <運賃の支払い方法>

バス	現金、回数券	障害者手帳を提示の上、半額分（5円の端数は10円に切り上げ）をお支払いください。
	ICカード（アイカ）	購入の際に障害者手帳を提示してください。特別割引登録をすることにより5割引で購入できます。降車の際に乗務員に障害者手帳を提示してください。
（石川線） 鉄道	現金、回数券	降車の際に係員に障害者手帳を提示してください。介護者については、本人と同行して乗車し、必要と認められた場合のみ適用されます。

※現金で支払う場合以外にも、係員に障害者手帳を提示してください。

※定期券や高速バスについても、割引になることがありますので、右記問合わせ先へお問い合わせください。

●問合わせ先●

北陸鉄道株式会社テレホンサービスセンター  
☎ 234-0123

## (2) JR運賃

対象：身体・知的・精神

区分	種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳1級(第1種) 療育手帳A(第1種)	普通乗車券	5割 (介護者とも)	単独または介護者とともに乗る場合。 ただし単独で購入の場合は片道100kmを超えるもの
	定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割 (介護者とも)	介護者とともに乗る場合
第2種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳2・3級(第2種) 療育手帳B(第2種)	普通乗車券	5割 (本人のみ)	片道100kmを超えるもの
	定期乗車券	5割 (介護者)	12歳未満の児童が介護者とともに乗る場合

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を窓口で提示し、割引を受けてください。

●問合せ先●

JR各駅  
JR西日本お客様センター  
☎ 0570-00-2486

## (3) IRいしかわ鉄道運賃

区分	種類	割引率
第1種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳1級(第1種) 療育手帳A(第1種)	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割 (介護者とも)
	普通乗車券 回数乗車券	5割 (本人のみ)
第2種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳2・3級(第2種) 療育手帳B(第2種)	定期乗車券	5割 (本人のみ又は12歳未満の本人+介護者)

●問合せ先●

IRいしかわ鉄道株式会社  
☎ 0570-055-521

## (4) 航空運賃

国内線に限り割引されます。

障害手帳種別	対象	割引率
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳(※1)	本人 介護者	路線や航空会社により 割引率が異なります

※1 搭乗日当日が有効期間内であるものに限る

※いずれも満12歳以上の方が対象です

※適用予定時期は航空会社により異なりますので、お問い合わせください

対象：身体・知的・精神

●問合せ先●

日本航空(JAL)  
☎ 0570-025-071  
全日本空輸(ANA)  
☎ 0570-029-222  
他航空会社営業所、旅行代理店

## (5) タクシー運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は10%の割引が受けられます。

※各タクシー会社により取り扱いが異なる場合がありますのでご確認ください。

対象：身体・知的・精神

●問合せ先●

県タクシー協会  
☎ 254-1348

## (6) シャトルバス「のんキー」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、シャトルバス「のんキー」の割引が受けられます。障害者手帳を提示の上、半額分をお支払いください。

障害者手帳アプリ「ミライロID」をご利用の場合、アプリのホーム画面の提示でも割引を受けることができます。

※100円未満になる場合は最低運賃100円となります。

対象：身体・知的・精神

●問合せ先●

ののいちバス株式会社  
☎ 246-7311

## (7) 野々市市スポーツ施設

対象：身体・知的・精神

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、下記施設の個人使用料のみ全額減免になります。受付時に手帳を提示してください。(障害者手帳アプリ「ミライロ ID」をご利用の場合は、アプリのホーム画面を提示してください。)

- 対象施設 野々市市民体育館  
 野々市中央公園テニスコート  
 野々市市スポーツセンター  
 野々市市スポーツランド(水泳プール・テニスコート)  
 野々市市武道館

●問合せ先●

市スポーツ振興課  
 ☎ 248-1442

※介助が必要な方に限り、介助者1名も減免となります。

## (8) 有料道路通行料金

対象：身体・知的

身体障害者手帳をお持ちの方で自ら運転する場合、又は重度の身体に障害のある方・重度の知的障害のある方が乗車し介護者が運転する場合、料金の割引が受けられます。

対象者	本人運転	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
	介護者運転	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害をお持ちの方 ※重度の障害の範囲は手帳に記載されている 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲
受付 必要書類	ETC利用なし	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証（「所有者の氏名」が個人名義のもの）(注1) ③運転免許証（介護者運転の場合は不要）
	ETC利用	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証（「所有者の氏名」が個人名義のもの）(注1) ③運転免許証（介護者運転の場合は不要） ④ETCカード （原則、障害者本人名義。児童は、保護者又は法定後見人） ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書
割引率	50%以内	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらかじめ、市福祉総務課で申請し、手帳に必要事項の記載を受けてください。</li> <li>●2年毎の更新が必要です。</li> <li>●ETC利用のない場合、料金所で必要事項を記載した手帳を提示することにより割引が受けられます。ETCご利用の場合、登録されたETCカードがETC車載器に挿入されていれば、ETCレーンを通行される際に割引処理が行われます。</li> <li>●ETCご利用で申請された場合は、後日、ご利用が可能となる日を高速道路(株)から書面でご連絡します。</li> <li>●自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」は、個人名義のものに限ります。割賦購入(ローン)中又は長期リースの場合は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。</li> <li>●(注1)令和5年1月4日以降に発行される「電子車検証」をお持ちの方は、「電子車検証」に加え、「自動車検査証記録事項」の写しも併せてご用意ください。(「自動車検査証記録事項」はスマートフォン等による画面提示でも可)</li> </ul>	

※県内対象道路 北陸自動車道・白山白川郷ホワイトロード

## (9) NHK放送受信料の減免

対象：身体・知的・精神

- ・市町村民税が非課税の世帯で障害のある方のいる世帯……………全額免除
  - ・視覚や聴覚に障害のある方または重度障害のある方が受信契約者で、かつ世帯主の世帯……半額免除
- ※「世帯」とは、「住居」と「生計」とをともにする方々の集まり

●問合せ先●

NHK金沢放送局  
 ☎ 264-7010

## (10) 電話番号の無料案内“ふれあい案内”「104」

対象：身体・知的・精神

障害のため、電話帳の使用が困難な方に無料で電話番号を案内します。ただし、事前に登録が必要です。

対象者 ・身体障害者手帳所持者

視覚障害……1～6級

肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）……1・2級

聴覚障害……2・3・4・6級（1・5級はなし）

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害……3・4級（1・2級はなし）

・療育手帳所持者

・精神障害者保健福祉手帳所持者

●問合せ先●

NTT西日本

☎ 0120-104174

## (11) 携帯電話料金

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手続きを行うことにより、基本使用料等の割引が受けられる場合があります。

詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

## (12) 自動車税の減免

対象：身体・知的・精神

身体に障害のある方自身が運転したり、家族（生計を一にする方）が専ら障害のある方の通院等のために運転する自家用車は、障害のある方1人につき1台税金が減免されます。障害のある方の単身世帯、または障害のある方だけの世帯で、常時介護する方が専ら障害のある方の通院等のために運転する場合でも減免できます。

\*車の名義は障害のある方本人の名義でなければなりません。（18歳未満及び知的障害のある方、精神に障害のある方にあってはその者と生計を同一にする方が所有する自動車）

### I 減免の対象となる障害の範囲

#### (1) 身体障害者手帳

障 害 区 分	障 害 の 等 級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	○	
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○		○	
音声機能障害（注1）			○			
上肢不自由	○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能（注2）	○	○			
	移動機能	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○			
じん臓機能障害	○		○			
呼吸器機能障害	○		○			
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○			
小腸機能障害	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○			
肝臓機能障害	○	○	○			

（注1）頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。（喉頭摘出等）

（注2）一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

#### (2) 戦傷病者手帳

身体障害者手帳と同程度の障害が対象となります。

詳しくは県税務課もしくは県総合（県税）事務所にお問い合わせください。

#### (3) 療育手帳 A

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳 1級

詳しくは

・普通自動車に関すること：金沢県税事務所 Tel. 263-8836

・軽自動車に関すること：市 税 務 課 Tel. 227-6037

にお問い合わせ下さい。

## (13) 税金の控除

対象：身体・知的・精神

心身に障害のある方とその扶養親族には、税制上も次に示すような、特別の控除があります。所得税申告、市民税県民税申告の際には障害者控除の欄に手帳記載の障害等級など必要な事項を記載してください。

### ① 所得税

- ・ 障害者控除………27万円（身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B  
及び精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障害者）
- ・ 特別障害者控除…40万円（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A  
及び精神障害者保健福祉手帳1級の障害者）

※同居特別障害者の場合は、特別障害者控除に35万円加算することができます。

● 問合せ先 ●

松任税務署

☎ 276-2345

### ② 市県民税

- ・ 障害者控除………26万円（身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B  
及び精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障害者）
- ・ 特別障害者控除…30万円（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A  
及び精神障害者保健福祉手帳1級の障害者）

※同居特別障害者の場合は、特別障害者控除に23万円加算することができます。

● 問合せ先 ●

市税務課

☎ 227-6036

### ③ 相続税

85歳未満の障害のある方が相続により財産を取得した場合に相続税の控除があります。

- ・ 85歳までの1年につき10万円（特別障害者については20万円）

（注）上記は、令和7年4月1日現在の法令等によるものです。

● 問合せ先 ●

松任税務署

☎ 276-2345

### <参考> 所得税・市県民税の医療費控除

本人や本人と生計を一にする配偶者・親族のために支払った医療費について、申告することで税金が安くなる場合があります。申告のときには「医療費控除の明細書」を作成してください。

別途、書類が必要なもの	対象者	必要な書類
おむつ	・ 傷病によりおむね6か月以上にわたり、ねたきり状態であると認められる者 ・ 当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる者	・ 医師のおむつ使用証明書（2年目以降で要介護認定を受けている人は市発行の主治医意見書の内容を確認した書類でも可） ・ 領収書
ストマ用装具	・ 人工肛門のストマ（排泄孔）または尿路変向のストマをもつ者	・ 医師のストマ用装具使用証明書 ・ 領収書

※所得及び領収書の金額に応じて制限があります。

## 12 その他の制度について

### (1) 選挙

#### ◎郵便等による不在者投票

対象：身体・戦傷病者

身体の重度の障害等により投票所での投票が困難な方は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことで「郵便等による不在者投票」を行うことができます。

#### ◎郵便等による不在者投票における代理記載制度

「代理記載制度」を利用される方は、「郵便等投票証明書」の交付を受けるとともに、代理記載人となるべき者を届け出る必要があります。

#### ◎点字による投票・代理投票

視覚に障害のある方は、点字で投票することができます。また、身体の障害などのために自分で投票用紙に記載できない方は、投票所の係員が代わって投票を記載する代理投票の制度があります。

いずれも投票所で受付の際に投票管理者に申し出てください。

具体的な手続きは、野々市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

●問合せ先●  
市選挙管理委員会事務局  
☎227-6026

### (2) 駐車禁止除外車の指定

次に該当し、歩行が困難であると認められた方が現に使用中の車両について、標章を掲出することで、駐車禁止規制の対象から除かれます。

- ①身体障害者手帳又は戦傷病者手帳保有者で重度障害を有する方
- ②療育手帳保有者で重度障害（A）を有する方
- ③精神障害者保健福祉手帳保有者で1級の障害を有する方
- ④小児慢性特定疾患児手帳保有者で色素性乾皮症患者の方

●問合せ先●

白山警察署  
☎216-0110

#### 駐車禁止除外車の指定の対象となる障害の範囲（身体障害者手帳）

手帳種別	身体障害者手帳	手帳種別	身体障害者手帳
障害の区分	障害の級別	障害の区分	障害の級別
聴覚障害	2級及び3級	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
平衡機能障害	3級	心臓機能障害	1級及び3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	じん臓機能障害	1級及び3級
下肢不自由	1級から4級までの各級	呼吸器機能障害	1級及び3級
体幹不自由	1級から3級までの各級	小腸機能障害	1級及び3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	移動機能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
		肝臓機能障害	1級から3級までの各級

### (3) いしかわ支え合い駐車場

#### ◎交付対象者

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

区 分		交 付 要 件		確認書類	有効期限
身 体 障 害 者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	期限なし
	聴覚障害または 平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上		
		平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上		
		下肢	6級以上		
		体幹	5級以上		
	脳原性運動 機能障害	上肢機能	2級以上		
		移動機能	6級以上		
	心臓機能障害		4級以上		
	じん臓機能障害		4級以上		
	呼吸機能障害		4級以上		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上		
	小腸機能障害		4級以上		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上			
肝機能障害		4級以上			
知的障害者	A		療育手帳		
精神障害者	1級		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定医療費(指定難病)助成制度対象者及び 小児慢性特定疾病医療費助成制度対象者		特定医療費(指定難病)受給者証、 小児慢性特定医療費医療受給者証		
高齢者	要介護1以上		介護保険被保険者証		
妊産婦	母子健康手帳交付日から産後2年までの方 ただし、多胎の場合にあっては、当該日 から産後3年までの方		母子健康手帳	交付要件に 該当する期間	
けが人等	けが等により歩行が困難で 駐車場の利用に配慮が必要な方		医師の証明書等	1年の範囲内で必要と 認められる期間	

#### ◎利用証の申請方法

##### ・窓口で申請を行う場合

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類(原本)を持参のうえ、申請窓口にお越しください。

- ①申請書は、市福祉総務課、介護長寿課、健康推進課の窓口を設置しているほか、県障害保健福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ②上記に記載されている確認書類を必ず窓口で提示してください。
- ③利用証は原則即日交付します。

※申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。

代理申請も可能です。その場合は、代理人の方の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証)の提示をお願いします。

##### ・郵送で申請を行う場合

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類の写し(氏名、生年月日、交付要件に該当する旨の記載がある箇所)を添付して、下記宛先へ郵送してください。

- ①申請書は、県障害保健福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ②利用証を郵送するための切手(180円)を同封してください。

**【宛先】 石川県健康福祉部障害保健福祉課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地**

#### (4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯や障害者世帯などを対象に、資金の貸付と必要な相談支援を受けることによって生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度があります。

**対象世帯** ①他からの借入が困難な収入の少ない世帯

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯

③日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯

※(1) 各世帯毎に所得制限がありますので、申込みの際にご確認ください。

(2) 外国人については、外国人登録及び永住権を取得している場合にのみ、貸付対象となります。

(3) 他の制度（母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金等）が利用できないかどうかを確認してください。利用できる場合は、他制度優先となります。

ただし、各世帯ごとに貸付条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●問合せ先●

市社会福祉協議会  
☎248-8210

#### (5) 公営住宅入居相談

入居相談窓口

①市営住宅 …… 市建築住宅課（電話 227-6087）

②県営住宅 …… 県営住宅管理センター 野々市駅前店（電話 246-1320）

#### (6) 除雪助成

居住する建物の屋根及び避難路の除雪にかかる費用の一部を助成します。

**対象世帯** 身体障害者（1級～4級）、療育手帳A、母子、高齢者のみの世帯で、市町村民税非課税世帯

**助成額** 1回の除雪に係る費用の50%を助成します。

ただし、1回につき18,000円を上限とし、1冬期間1世帯あたり50,000円を限度とします。

●問合せ先●

市介護長寿課  
☎227-6067

#### (7) 避難行動要支援者名簿

災害時において避難等の支援が必要な方を関係機関（市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会（自主防災組織）、警察署、消防署）が円滑に支援できるよう情報を共有する名簿を作成しています。

**対象者** 生活の基盤が自宅にある人のうち、以下の要件に該当する人

- ・75歳以上のひとり暮らし高齢者の人
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ・身体障害者手帳1、2級をお持ちの人
- ・療育手帳Aをお持ちの人
- ・介護保険制度において要介護3から5の人
- ・その他災害時に地域での支援が必要な人

名簿に登録を希望する方は介護長寿課に申請書がありますので、申請してください。

●問合せ先●

市介護長寿課  
☎227-6067

#### (8) 手話リンク

聴覚や発話に困難があるなど、会話に手話を必要とする方が、市ホームページ上から手話通訳オペレータを介して市役所や市内公共施設等へ電話で問い合わせや相談ができるサービスです。事前登録不要・無料でご利用いただけます（通信料は自己負担）。



手話リンク先一覧

## (9) 介護保険の適用除外

65歳以上の人や40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても、①②に該当する場合は、介護保険の被保険者とはなりません。

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給決定（生活介護及び施設入所支援の両方）を受けた指定障害者支援施設の入所者

②身体障害者福祉法または知的障害者福祉法の措置による障害者支援施設（生活介護）の一定の入所者

また、長期に継続して入所する実態、施設による介護相当サービス提供の有無等をふまえて、下表の施設の入所者・入院患者も被保険者となりません。

なお、施設に入所・入院した場合や施設を退所・退院した場合は市介護長寿課に届け出てください。

### 介護保険適用除外施設について

介護保険法施行法第11条に係る適用除外に該当する県内施設名等

令和7年4月1日現在

施設等の区分	施設名	所在地	施設等の区分	施設名	所在地
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者総合支援法施行規則第2条の3に規定する施設（療養介護に限る）	石川療育センター	金沢市上中町イ67-2	障害者総合支援法第29条第1項に規定する障害者支援施設（生活介護施設入所支援に限る）	青い鳥	白山市杉森町へ1-1
	小松療育園	小松市瀬領町丁1-2		ハビリポート若葉	金沢市別所町ク10番
	金沢療育園	金沢市吉原町口6-2		ハビリポート若竹	金沢市別所町ク10番
	石川整肢学園	金沢市吉原町口6-2		指定障害者支援施設 夢ようよう	加賀市潮津町ム59番地1
児童福祉法第6条の2の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（重症心身障害児病棟）（進行性筋萎縮症児病棟・医王病院のみ） 障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者総合支援法施行規則第2条の3に規定する施設（療養介護に限る）	医王病院	金沢市岩出町二73-1		青山彩光苑穴水 ライフサポートセンター	穴水町麦ヶ浦15-39-12
	医王病院（重心病棟）	金沢市岩出町二73-1		障害者支援施設 金沢湖南苑	金沢市忠繩町380
	七尾病院	七尾市松百町ハ部3-1		障害者支援施設 金沢ふくみ苑	金沢市福増町南16
	石川病院	加賀市手塚町サ150		障害者支援施設 夢兎明	小松市正蓮寺町セイ谷10番地
	石川病院コスモス	加賀市手塚町サ150		石川県立錦城学園	加賀市高尾町ヌ1-甲
生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設	三谷の里 ときわ苑	金沢市高坂町ト1		アカシヤの里	金沢市粟崎町5丁目3番地8号
	三陽ホーム	金沢市三口新町1-8-1		希望が丘	金沢市小池町九-40番地
	七尾更生園	七尾市中挾町い12		ふじのき寮	金沢市上中町ト18番地
障害者総合支援法第29条第1項に規定する障害者支援施設（生活介護施設入所支援に限る）	障害者支援施設ほっと安らぎ（旧名称：障害者支援施設やすらぎ）	加賀市潮津町ム69-1		石川県精育園	穴水町字七海6字50番地
	日本海倶楽部	能登町立壁92		つばさ	中能登町良川け部71-1
	障害者支援施設星が岡牧場	能美市和気町ヤ4-5		うめの木学園	小松市金平町ヌ84番地
	小松陽光苑（旧名称：陽光園）	小松市瀬領町ヨ288		カナンの園	加賀市水田丸町ワ2番地2
	青山彩光苑 ライフサポートセンター	七尾市青山町ろ部15-1		ふれあい工房あぎし	輪島市門前町是清イの1番地
	愛育学園	金沢市北袋町イ101番地			
	障害者支援（自閉症者療育）施設 はぎの郷	津幡町別所へ1			
	今浜苑	宝達志水町今浜新耕128-1			

## (10) 成年後見制度利用支援

対象：知的・精神

成年後見制度を利用したいが、必要な費用負担が困難な方への助成を行います。

**対象者** 次のいずれかに該当する方のうち、生活保護受給者もしくは助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めた方。

- ①当市に住所を有する65歳以上の方（老人福祉法・介護保険法・生活保護法により他市町村が措置や保護等の実施者になる方を除く）
- ②老人福祉法・介護保険法・生活保護法により本市が措置や援護の実施者となる他の市町村に住所を有する方
- ③当市が更生援護の実施者となる知的障害のある方
- ④当市に住所を有する精神に障害のある方（居住地を有しないとき、又は居住地が明らかでないときは現在地が当市である方を含みます）

**対象費用** ①成年後見、補佐及び補助開始の審判の申立てに必要な登記手数料、鑑定費用等（市長が定めた額）  
②成年後見人、保佐人又は補助人の報酬（市長申立てした者、かつ生活保護受給者及びそれに準ずると認められた者に限る。）  
ただし、入院・入所の場合は月額18,000円上限。在宅の場合は月額28,000円上限。

### ・成年後見制度とは

知的障害の方、精神に障害のある方など、契約等の法律行為（法律上の権利・義務を発生させる行為）を行うために必要な判断能力を欠く方あるいは不十分な方に対して、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選定することなどによって、支援・保護を行う制度。

●問合せ先●

市福祉総務課  
☎ 227-6063

## (11) 福祉サービス利用支援

対象：知的・精神

障害などのために判断能力に不安があり、福祉サービスを受けたくてもその手続きがわからなかったり、日常的な金銭管理に不安があったりする方の支援をします。

**対象者** 次のいずれかに該当する方のうち、判断能力が十分でない方が対象です。

- ①知的障害の方
- ②精神に障害のある方  
☆療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も対象になります。  
☆在宅の方だけでなく、病院や施設に入っている方も対象になります。

### サービス内容

日常的な金銭管理の支援、大切な書類などの預かり、日常生活に必要な手続きの支援、福祉サービス利用支援

**利用料** 1回1時間まで1,350円。以降30分ごとに450円。  
ただし、生活保護受給者は無料。

●問合せ先●

市社会福祉協議会  
☎ 248-8210

## (12) 代筆・代読支援員派遣

対象：身体

石川県では、利用者の自宅や入院中の医療機関等に支援員を派遣し、書類等の代筆・代読を行う制度を実施しています。

**対象者** 以下のすべてに該当する方

- ①石川県内に住民票がある
- ②在宅生活をしている
- ③視覚障害があるため身体障害者手帳の交付を受けている

**利用料** 無料

**利用方法** 派遣希望日のおおむね1週間前までに、石川県視覚障害者協会に申し込んでください。

●問合せ先●

石川県視覚障害者協会  
☎ 076-222-8781

# 13 石川県特別支援学校一覧

種別	学校名	所在地	設置部・科(課程)	備考
視覚障害	県立盲学校	〒920-0942 金沢市小立野5丁目3-1 TEL 076-262-9181/FAX 076-222-0214	小学部 中学部 高等部普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	寄宿舎 スクールバス 専攻科3年制 乳幼児教育相談室 通級指導教室
聴覚障害	県立ろう学校	〒921-8151 金沢市窪6丁目218 TEL 076-242-6218/FAX 076-243-4806	幼稚部 小学部 中学部 高等部普通科 専攻科情報デザイン科	寄宿舎 スクールバス 専攻科2年制 乳幼児教育相談室 通級指導教室
知的障害・ 肢体不自由	県立明和特別支援学校	〒921-8834 野々市市中林4丁目70 TEL 076-246-1133/FAX 076-294-2879	(肢体不自由教育部門) 小学部 中学部 高等部普通科 (知的障害教育部門) 小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス 在宅訪問教育 幼児教育相談室
	県立明和特別支援学校 石川療育センター分教室	〒920-1146 金沢市上中町イ-67-2 TEL 076-246-1133	小学部 中学部 高等部普通科	重症心身障害児施設 「石川療育センター」内
	県立 いしかわ特別支援学校	(森本校舎) 〒920-3116 金沢市南森本町リ1-1 TEL 076-258-1101/FAX 076-258-1102  (大場校舎) 〒920-3121 金沢市大場町東590番地 TEL 076-213-6262/FAX 076-213-6263	(肢体不自由教育部門) 小学部 中学部 高等部普通科 (知的障害教育部門) 小学部 中学部  (知的障害教育部門) 高等部普通科	スクールバス 隣接施設 「金沢こども医療 福祉センター」 在宅訪問教育 地域支援室
不肢 自由	県立 小松瀬領特別支援学校	〒923-0183 小松市瀬領町丁138-1 TEL 0761-46-1324/FAX 0761-46-1403	小学部 中学部 高等部普通科	隣接施設 「小松こども医療 福祉センター」 スクールバス 幼児教育相談室
知的 障害	県立錦城特別支援学校	〒922-0563 加賀市豊町イ120-1 TEL 0761-73-3101/FAX 0761-72-8156	小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス 在宅訪問教育 幼児教育相談室 隣接施設「錦城学園」
	県立錦城特別支援学校 石川病院分教室	〒922-0405 加賀市手塚町サ150 TEL 0761-74-8549	小学部 中学部 高等部普通科	国立病院機構 「石川病院」内
	県立小松特別支援学校	〒923-0153 小松市金平町丁76 TEL 0761-41-1215/FAX 0761-41-1105	小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス 在宅訪問教育 幼児教育相談室
	県立七尾特別支援学校	〒926-8545 七尾市下町己部54 TEL 0767-57-1244/FAX 0767-57-2967	小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス 在宅訪問教育 幼児教育相談室
	県立七尾特別支援学校 七尾病院分教室	〒926-0841 七尾市松百町ハ3-1 TEL 0767-53-2236	小学部 中学部 高等部普通科	国立病院機構 「七尾病院」内
	県立七尾特別支援学校 輪島分校	〒927-2174 輪島市門前町広岡5-3番地 TEL 0768-42-3121/FAX 0768-42-3122	小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス 幼児教育相談室 サテライト教室 (盲学校・ろう学校)
県立七尾特別支援学校 珠洲分校	〒927-1222 珠洲市宝立鶴飼6-20 TEL 0768-84-2050/FAX 0768-84-2051	小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス 幼児教育相談室 サテライト教室 (盲学校・ろう学校)	

種別	学校名	所在地	設置部・科(課程)	備考
知的障害	金沢大学 人間社会学域学校教育学類 附属特別支援学校	〒920-0933 金沢市東兼六町2-10 TEL 076-263-5551/FAX 076-264-2275	小学部 中学部 高等部普通科	スクールバス
病弱	県立医王特別支援学校	〒920-0171 金沢市岩出町ホ1 TEL 076-257-0572/FAX 076-257-2417	小学部 中学部 高等部普通科	隣接施設 「医王病院」 幼児教育相談室
	県立医王特別支援学校 医王病院分教室	〒920-0171 金沢市岩出町ニ73 TEL 076-257-0572	小学部 中学部 高等部普通科	国立病院機構 「医王病院」内
	県立医王特別支援学校 小松みどり分校	〒923-0961 小松市向本折町へ14-1 TEL 0761-24-0103/FAX 0761-24-5098	小学部 中学部	隣接施設 「小松市民病院」 幼児教育相談室

# 14 その他

(1)身体障害者障害程度等級表①（規則別表第5号より）

級別	身体不自由			由
	上肢	下肢	体幹	
1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢の機能を全廃したもの</li> <li>両上肢を手関節以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢の機能を全廃したもの</li> <li>両下肢を大腿の<math>\frac{1}{2}</math>以上で欠くもの</li> </ol>	<p>体幹の機能障害により坐っていることができな</p> <p>いの</p>	<p>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</p> <p>移動機能</p> <p>不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの</p>
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢の機能の著しい障害</li> <li>両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>一上肢を上腕の<math>\frac{1}{2}</math>以上で欠くもの</li> <li>一上肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢の機能の著しい障害</li> <li>両下肢を大腿の<math>\frac{1}{2}</math>以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの</li> <li>体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの</li> </ol>	<p>不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの</p>
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>一上肢の機能の著しい障害</li> <li>一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢をショパール関節以上で欠くもの</li> <li>一下肢を大腿の<math>\frac{1}{2}</math>以上で欠くもの</li> <li>一下肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<p>体幹の機能障害により歩行が困難なもの</p>	<p>不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの</p>
4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢のおや指を欠くもの</li> <li>両上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</li> <li>一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>一下肢を大腿の<math>\frac{1}{2}</math>以上で欠くもの</li> <li>一下肢の機能の著しい障害</li> <li>一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</li> <li>一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの<math>\frac{1}{10}</math>以上短いもの</li> </ol>		<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>

5	級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</li> <li>3 一上肢のおや指を欠くもの</li> <li>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</li> <li>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</li> <li>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</li> <li>3 一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側の長さの<math>\frac{1}{15}</math>以上短いもの</li> </ol>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>
6	級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの</li> <li>3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一下肢をリフト関節以上で欠くもの</li> <li>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</li> </ol>		<p>不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの</p>	<p>不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの</p>
7	級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一上肢の機能の軽度の障害</li> <li>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害</li> <li>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</li> <li>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</li> <li>2 一下肢の機能の軽度の障害</li> <li>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>4 一下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>6 一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側の長さの<math>\frac{1}{20}</math>以上短いもの</li> </ol>		<p>上肢に不随意運動・失調等を有するもの</p>	<p>下肢に不随意運動・失調等を有するもの</p>

身体障害者障害程度等級表②（規則別表第5号より）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能又は言語機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		聴覚障害	平衡機能の障害									
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のももの					小腸の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のももの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100db以上のもの(両耳全う)									ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のももの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のももの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90db以上のもの(耳介に接しなれば大言語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	平衡機能、又は言語機能の喪失		小腸の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が制限されるもの(日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの(日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

4	級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のも(3級の2に該当するものを除く)。 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能又は言語機能又言語機能の著しい障害	心臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	じん臓の障害により日常生活が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスの障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの
5	級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼に寄る視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	平衡機能の著しい障害								
6	級	1 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発生された会話話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの								
備考											
<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。(7級に該当する障害が1の場合は手帳交付しない。)</p> <p>3 異なる等級については2以上の重複する障害がある場合は、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>											

(2) 難病の対象疾患一覧 (令和7年4月1日現在)

- |                                 |                         |                                   |
|---------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 1 アイカルディ症候群                     | 64 環状20番染色体症候群          | 127 骨髄線維症                         |
| 2 アイザックス症候群                     | 65 関節リウマチ               | 128 ゴナドトロピン分泌亢進症                  |
| 3 IgA腎症                         | 66 完全大血管転位症             | 129 Sp欠失症候群                       |
| 4 IgG4関連疾患                      | 67 眼皮膚白皮症               | 130 コフィン・シリス症候群                   |
| 5 亜急性硬化性全脳炎                     | 68 偽性副甲状腺機能低下症          | 131 コフィン・ローリー症候群                  |
| 6 アジソン病                         | 69 ギャロウェイ・モフト症候群        | 132 混合性結合組織病                      |
| 7 アッシャー症候群                      | 70 急性壊死性脳症              | 133 鰓耳腎症候群                        |
| 8 アトピー性脊髄炎                      | 71 急性網膜壊死               | 134 再生不良性貧血                       |
| 9 アペール症候群                       | 72 球脊髄性筋萎縮症             | 135 サイトメガロウイルス角膜炎                 |
| 10 アミロイドーシス                     | 73 急速進行性糸球体腎炎           | 136 再発性多発軟骨炎                      |
| 11 アラジール症候群                     | 74 強直性脊椎炎               | 137 左心低形成症候群                      |
| 12 アルポート症候群                     | 75 巨細胞性動脈炎              | 138 サルコイドーシス                      |
| 13 アレキサンダー病                     | 76 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) | 139 三尖弁閉鎖症                        |
| 14 アンジェルマン症候群                   | 77 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)  | 140 三頭筋素欠損症                       |
| 15 アントレー・ピクスラー症候群               | 78 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症      | 141 CFC症候群                        |
| 16 イソ吉草酸血症                      | 79 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)     | 142 シェーグレン症候群                     |
| 17 一次性ネフローゼ症候群                  | 80 筋萎縮性側索硬化症            | 143 色素性乾皮症                        |
| 18 一次性膜性増殖性糸球体腎炎                | 81 筋型糖原病                | 144 自己貪食空胞性ミオパチー                  |
| 19 I p 36欠失症候群                  | 82 筋ジストロフィー             | 145 自己免疫性肝炎                       |
| 20 遺伝性自己炎症疾患                    | 83 クッシング病               | 146 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症               |
| 21 遺伝性ジストニア                     | 84 クリオピリン関連周期熱症候群       | 147 自己免疫性溶血性貧血                    |
| 22 遺伝性周期性四肢麻痺                   | 85 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 | 148 四肢形成不全                        |
| 23 遺伝性膀胱炎                       | 86 クルーゾン症候群             | 149 シトステロール血症                     |
| 24 遺伝性鉄芽球性貧血                    | 87 グルコーストランスポーター1欠損症    | 150 シトリン欠損症                       |
| 25 ウィーバー症候群                     | 88 グルタル酸血症1型            | 151 紫斑病性腎炎                        |
| 26 ウィリアムズ症候群                    | 89 グルタル酸血症2型            | 152 脂肪萎縮症                         |
| 27 ウィルソン病                       | 90 クロウ・深瀬症候群            | 153 若年性特発性関節炎                     |
| 28 ウエスト症候群                      | 91 クローン病                | 154 若年性肺気腫                        |
| 29 ウェルナー症候群                     | 92 クロンカイト・カナダ症候群        | 155 シャルコー・マリー・トゥース病               |
| 30 ウォルフラム症候群                    | 93 痙攣重積型(二相性)急性脳症       | 156 重症筋無力症                        |
| 31 ウルリッヒ病                       | 94 結節性硬化症               | 157 修正大血管転位症                      |
| 32 HTRA1関連脳小血管病                 | 95 結節性多発動脈炎             | 158 出血性線溶異常症                      |
| 33 HTLV-1関連脊髄症                  | 96 血栓性血小板減少性紫斑病         | 159 ジュベール症候群関連疾患                  |
| 34 ATTR-X症候群                    | 97 限局性皮質異形成             | 160 シュワルツ・ヤンペル症候群                 |
| 35 ADH分泌異常症                     | 98 原発性肝外門脈閉塞症           | 161 神経細胞移動異常症                     |
| 36 エーラス・ダンロス症候群                 | 99 原発性局所多汗症             | 162 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症    |
| 37 エプスタイン症候群                    | 100 原発性硬化性胆管炎           | 163 神経線維腫症                        |
| 38 エプスタイン病                      | 101 原発性高脂血症             | 164 神経有棘赤血球症                      |
| 39 エマヌエル症候群                     | 102 原発性側索硬化症            | 165 進行性核上性麻痺                      |
| 40 MECP2重複症候群                   | 103 原発性胆汁性胆管炎           | 166 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症                |
| 41 LMNB1関連大脳白質脳症                | 104 原発性免疫不全症候群          | 167 進行性骨化性線維異形成症                  |
| 42 遠位型ミオパチー                     | 105 顕微鏡的大腸炎             | 168 進行性多巣性白質脳症                    |
| 43 円錐角膜                         | 106 顕微鏡的多発血管炎           | 169 進行性白質脳症                       |
| 44 黄色靭帯骨化症                      | 107 高IgD症候群             | 170 進行性ミオクロームスでんかん                |
| 45 黄斑ジストロフィー                    | 108 好酸球性消化管疾患           | 171 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症               |
| 46 大田原症候群                       | 109 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症      | 172 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症             |
| 47 オクシピタル・ホーン症候群                | 110 好酸球性副鼻腔炎            | 173 睡眠時棘波活性化を示す発達性でんかん性脳症及びびまん性脳症 |
| 48 オスラー病                        | 111 抗糸球体基底膜腎炎           | 174 スタージ・ウェーバー症候群                 |
| 49 カーニー複合                       | 112 後縦靭帯骨化症             | 175 スティーヴンス・ジョンソン症候群              |
| 50 海馬硬化を伴う内側側頭葉でんかん             | 113 甲状腺ホルモン不応症          | 176 スミス・マギニス症候群                   |
| 51 潰瘍性大腸炎                       | 114 拘束型心筋症              | 177 スモン                           |
| 52 下垂体前葉機能低下症                   | 115 高チロシン血症1型           | 178 脆弱X症候群                        |
| 53 家族性地中海熱                      | 116 高チロシン血症2型           | 179 脆弱X症候群関連疾患                    |
| 54 家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)        | 117 高チロシン血症3型           | 180 成人発症スチル病                      |
| 55 家族性良性慢性天疱瘡                   | 118 後天性赤芽球癆             | 181 成長ホルモン分泌亢進症                   |
| 56 カナバン病                        | 119 広範脊柱管狭窄症            | 182 脊髄空洞症                         |
| 57 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群      | 120 膠様滴状角膜ジストロフィー       | 183 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)           |
| 58 歌舞伎症候群                       | 121 抗リン脂質抗体症候群          | 184 脊髄髄膜瘤                         |
| 59 ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症 | 122 極長鎖アシル-CoA脱水素酸素欠損症  | 185 脊髄性筋萎縮症                       |
| 60 カルニチン回路異常症                   | 123 コケイン症候群             | 186 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症            |
| 61 加齢黄斑変性                       | 124 コステロ症候群             | 187 前眼部形成異常                       |
| 62 肝型糖原病                        | 125 骨形成不全症              | 188 全身性エリテマトーデス                   |
| 63 間質性膀胱炎(ハンナ型)                 | 126 骨髄異形成症候群            | 189 全身性強皮症                        |

- 190 先天異常症候群  
191 先天性横隔膜ヘルニア  
192 先天性核上性球麻痺  
193 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症  
194 先天性魚鱗癬  
195 先天性筋無力症候群  
196 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症  
197 先天性三尖弁狭窄症  
198 先天性腎性尿崩症  
199 先天性赤血球形成異常性貧血  
200 先天性僧帽弁狭窄症  
201 先天性大脳白質形成不全症  
202 先天性肺静脈狭窄症  
203 先天性風疹症候群  
204 先天性副腎低形成症  
205 先天性副腎皮質酵素欠損症  
206 先天性ミオパチー  
207 先天性無痛無汗症  
208 先天性葉酸吸収不全  
209 前頭側頭葉変性症  
210 綿毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)  
211 早期ミオクロニー脳症  
212 総動脈幹遺残症  
213 総排泄腔遺残  
214 総排泄腔外反症  
215 ソトス症候群  
216 ダイヤモンド・ブラックファン貧血  
217 第14番染色体父親性ダイソミー症候群  
218 大脳皮質基底核変性症  
219 大理石骨病  
220 ダウン症候群  
221 高安動脈炎  
222 多系統萎縮症  
223 タナトフォリック骨異形成症  
224 多発血管炎性肉芽腫症  
225 多発性硬化症／視神経脊髄炎  
226 多発性軟骨性外骨腫症  
227 多発性嚢胞腎  
228 多脾症候群  
229 タンジール病  
230 単心室症  
231 弾性線維性仮性黄色腫  
232 短腸症候群  
233 胆道閉鎖症  
234 遅発性内リンパ水腫  
235 チャージ症候群  
236 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群  
237 中毒性表皮壊死症  
238 腸管神経節細胞僅少症  
239 TRPV4異常症  
240 TSH分泌亢進症  
241 TNF受容体関連周期性症候群  
242 低ホスファターゼ症  
243 天疱瘡  
244 特発性拡張型心筋症  
245 特発性間質性肺炎  
246 特発性基底核石灰化症  
247 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)  
248 特発性後天性全身性無汗症  
249 特発性大腿骨頭壊死症  
250 特発性多中心性キャッスルマン病  
251 特発性門脈圧亢進症  
252 特発性両側性感音難聴  
253 突発性難聴  
254 ドラベ症候群  
255 中條・西村症候群  
256 那須・ハコラ病  
257 軟骨無形成症  
258 難治頻回部分発作重積型急性脳炎  
259 22q11.2欠失症候群  
260 乳児発症STING関連血管炎  
261 乳幼児肝巨大血管腫  
262 尿素サイクル異常症  
263 ヌーナン症候群  
264 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症  
265 ネフロン癆  
266 脳クレアチン欠乏症候群  
267 脳腱黄色腫症  
268 脳内鉄沈着神経変性症  
269 脳表へモジデリン沈着症  
270 膿疱性乾癬  
271 嚢胞性線維症  
272 パーキンソン病  
273 パーチャー病  
274 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症  
275 肺動脈性肺高血圧症  
276 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)  
277 肺胞低換気症候群  
278 ハッチンソン・ギルフォード症候群  
279 バッド・キアリ症候群  
280 ハンチントン病  
281 汎発性特発性骨増殖症  
282 PCDH19関連症候群  
283 PURA関連神経発達異常症  
284 非ケトーシス型高グリシン血症  
285 肥厚性皮膚骨膜炎  
286 非ジストロフィー性ミオトニー症候群  
287 皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症  
288 肥大型心筋症  
289 左肺動脈右肺動脈起始症  
290 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症  
291 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症  
292 ビッカースタッフ脳幹脳炎  
293 非典型溶血性尿毒症症候群  
294 非特異性多発性小腸潰瘍症  
295 皮膚筋炎／多発性筋炎  
296 びまん性汎細気管支炎  
297 肥満低換気症候群  
298 表皮水疱症  
299 ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)  
300 VATER症候群  
301 ファイファー症候群  
302 ファロー四徴症  
303 ファンコニ貧血  
304 封入体筋炎  
305 フェニルケトン尿症  
306 フォンタン術後症候群  
307 複合カルボキシラーゼ欠損症  
308 副甲状腺機能低下症  
309 副腎白質ジストロフィー  
310 副腎皮質刺激ホルモン不応症  
311 ブラウ症候群  
312 プラダー・ウィリ症候群  
313 プリオン病  
314 プロピオン酸血症  
315 PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)  
316 閉塞性細気管支炎  
317  $\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症  
318 ベーチェット病  
319 ベスレムミオパチー  
320 ヘパリン起因性血小板減少症  
321 ヘモクロマトーシス  
322 ベリー病  
323 ペルーシド角膜辺縁変性症  
324 ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)  
325 片側巨脳症  
326 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群  
327 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症  
328 発作性夜間ヘモグロビン尿症  
329 ホモシスチン尿症  
330 ポルフィリン症  
331 マリネスコ・シェーグレン症候群  
332 マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群  
333 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー  
334 慢性血栓栓性肺高血圧症  
335 慢性再発性多発性骨髄炎  
336 慢性膀胱炎  
337 慢性特発性偽性腸閉塞症  
338 ミオクロニー欠神てんかん  
339 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん  
340 ミトコンドリア病  
341 無虹彩症  
342 無脾症候群  
343 無 $\beta$ リポタンパク血症  
344 メーブルシロップ尿症  
345 メチルグルタコン酸尿症  
346 メチルマロン酸血症  
347 メビウス症候群  
348 免疫性血小板減少症  
349 メンケス病  
350 網膜色素変性症  
351 もやもや病  
352 モワット・ウイルソン症候群  
353 薬剤性過敏症候群  
354 ヤング・シンブソン症候群  
355 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴  
356 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん  
357 4p欠失症候群  
358 ライソゾーム病  
359 ラスムッセン脳炎  
360 ランゲルハンス細胞組織球症  
361 ランドウ・クレフナー症候群  
362 リジン尿性蛋白不耐症  
363 両側性小耳症・外耳道閉鎖症  
364 両大血管右室起始症  
365 リンパ管腫症/ゴーハム病  
366 リンパ脈管筋腫症  
367 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)  
368 ルビンシュタイン・テイビ症候群  
369 レーベル遺伝性視神経症  
370 レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症  
371 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴  
372 レット症候群  
373 レノックス・ガスター症候群  
374 ロウ症候群  
375 ロスマンド・トムソン症候群  
376 肋骨異常を伴う先天性側弯症





野々市市健康福祉部

福祉総務課

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

電話代表(076)227-6000

直通(076)227-6063(障害福祉係)

FAX (076)227-6251

E-mail:fukushi@city.nonoichi.lg.jp